

令和元年度第3回市川市教育振興審議会

令和元年10月9日(水)14時30分
市川市教育委員会 会議室

次 第

1 諮問

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について

2 調査審議

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について

(1) 義務教育学校設置の方向性について

(2) 義務教育学校設置に係る条件について

(学校規模、通学区域、設置までの期間など)

(3) 義務教育学校の学校運営・教育課程・施設等の在り方について

3 その他

市川市教育振興審議会 委員名簿

氏名	分野	所属・役職
天笠 茂	1号委員	学識経験者 千葉大学教育学部特任教授
田中 孝一	1号委員	学識経験者 川村学園女子大学教育学部教授
渡邊 智子	1号委員	学識経験者 淑徳大学看護栄養学部教授
広瀬 由紀	1号委員	学識経験者 植草学園大学発達教育学部准教授
黒木 政継	2号委員	教育関係者 前市川市立第一中学校長
池谷 佳子	2号委員	教育関係者 市川市立新浜幼稚園長
晒科 里美	3号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
松本 浩和	3号委員	幼稚園及び小中特別支援義務教育学校に在籍する幼児児童生徒の保護者
角谷 好枝	4号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者
富家 薫	4号委員	地域における教育の向上に資する活動を行う者

市川市教育振興審議会 臨時委員名簿

氏名	分野	所属・役職
貞廣 斎子	1号委員	学識経験者 千葉大学教育学部教授
柳澤 要	1号委員	学識経験者 千葉大学大学院工学研究院教授

令和元年 10 月 9 日現在



市川第 20190910-0027 号
令和元年 10 月 9 日

市川市教育振興審議会
会長 天笠 茂 様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸惠

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について（諮問）

市川市教育振興審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

市川市立義務教育学校の設置に関する方針について

2 諮問理由

市川市立小学校及び中学校については、教育条件をより良いものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、具体的な方策を推進することとしています。この方針では、小規模校に対して、通学区の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしています。

また、本市では、行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとするために、「市川市公共施設等総合管理計画」を策定していますが、学校の再編・整備手法の検討にあたっては、本市が目指す教育の姿を見据えた学校の在り方を明確にして進める必要があります。

本市はこれまでも「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進めてきており、これを具現化する義務教育学校のモデル校として開校した塩浜学園においては、中一ギャップの解消など、当初期待されていた教育効果も表れてきています。また、国では、学校段階間の連携の充実が示されているところ です。

こうしたことから、義務教育学校設置の方向性や学校運営の在り方等について、具体的な方針を示すことが必要となっており、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」の策定を本市教育振興の重要な課題と捉え、貴審議会の意見を求めるものです。

義務教育学校の設置に関する方針の策定について

1 市川市教育振興審議会の審議について

(1) 審議の理由

今後の市川市立小学校及び中学校は、生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針を踏まえ、本市が目指す教育の姿を見据えた「学校教育の在り方」を明確にして、具体的な方策を推進することが重要です。

学校教育の在り方については、本市がこれまで進めてきた「学び」と「育ち」の連続性を大切にされた教育の具現化が大切であり、小中一貫教育を行う義務教育学校「塩浜学園」では、当初期待されていた教育効果が表れてきています。また、国においても、学校段階間の連携の充実が示されており、教育委員会としては義務教育学校設置の方向性や、学校運営の在り方等について、具体的な方針を示すことが必要と考えています。このため、義務教育学校の設置に関する方針策定を本市教育振興の重要な課題と捉え、ご意見を頂くものです。

(2) 審議の内容

方針の策定に当たっては、以下についてご審議頂き、具体的な方向性としてまとめてまいります。

○審議1：市川市における義務教育学校設置の方向性について

○審議2：義務教育学校の設置に係る条件について

(学校規模、通学区域、設置までの期間 など)

○審議3：義務教育学校の学校運営・教育課程・施設等の在り方について

2 審議の視点

(1) 審議1：市川市における義務教育学校設置の方向性について

○小中一貫教育の実施を目的とする「義務教育学校」について、制度の趣旨、塩浜学園における教育研究のまとめ、国の動向及び市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針等を踏まえ、本市における設置の方向性についてご審議ください。

(2) 審議 2 : 義務教育学校の設置に係る条件について

(学校規模、通学区域、設置までの期間 など)

- 市川市の小中学校の児童生徒数は、平成 25 年 5 月 1 日時点で 3.2 万人とピーク時の約 63%となっており、将来人口推計では、令和 12 年までに人口が約 12%減少し、年少人口も減少すると予測されています。
- このような中、義務教育学校の設置は、新設校としてではなく、既存の小・中学校からの移行を考える必要があります。このため、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針等を踏まえ、学校規模や小中学校の通学区域、設置までの期間など、既存の小・中学校から、義務教育学校の設置へ移行する場合に条件となる事柄についてご審議ください。

(3) 審議 3 : 義務教育学校の学校運営・教育課程・施設等の在り方について

- 平成 28 年度より制度化された義務教育学校は、令和元年 4 月の時点で 94 校（公立 91 校、国立 3 校）となっており、前年度より 12 校、平成 29 年度より 46 校増加しています。また、平成 29 年度の時点で小中一貫型小学校・中学校は 253 件あり、小中一貫教育を推進する学校は増加しています。
- このため文部科学省は平成 28 年 12 月 26 日に、小中一貫教育カリキュラムの策定や様々な実施上の課題への対応について参考となる「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を取りまとめましたが、小・中・義務教育学校総数の 0.3%（令和元年度）の設置である現状では、義務教育学校の学校運営や教育課程の編成等については、今なお各学校の工夫によるところが多い状況となっています。
- このことから、塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめや塩浜学園の教育活動、前述の手引きによる主な課題に対する対応や施設計画の推進に関する調査研究報告書等を踏まえ、学校運営や教育課程、学校施設等の在り方についてご審議ください。

3 資料

- 資料 1 : 義務教育学校制度について
- 資料 2 : 国の動向について
- 資料 3 : 塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ
- 資料 4 : 義務教育学校「塩浜学園」の教育活動
- 資料 5 : 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針
- 資料 6 : 小・中学校の通学区域
- 資料 7 : 義務教育学校「塩浜学園」設置の流れ
- 資料 8 : 主な課題に対する対応
- 資料 9 : 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類
- 別 紙 : 義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書<概要版>

第3回 市川市教育振興審議会

資料

- 資料1：義務教育学校制度について 1
- 資料2：国の動向について 2
- 資料3：塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ 6
- 資料4：義務教育学校「塩浜学園」の教育活動 19
- 資料5：市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針 22
- 資料6：小・中学校の通学区域 25
- 資料7：義務教育学校「塩浜学園」設置の流れ 27
- 資料8：主な課題に対する対応 27
- 資料9：小中一貫教育における校舎の設置状況の分類 31

- 別紙：義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書<概要版>

資料 1：義務教育学校制度について

1 義務教育学校の制度化

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 6 月 24 日に公布され、小中一貫教育の実施を目的とする「義務教育学校」の制度が創設された。

2 義務教育学校制度化の経緯

(1) 法律の改正や教育を取り巻く環境の変化 (H18～)

- ・教育基本法、学校教育法の改正により、義務教育の目的・目標が新設
- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
(小学校への外国語の導入、授業時数の増加など)
- ・児童生徒の心身発達の早期化等に関わる現象
- ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中 1 ギャップへの対応
- ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

(2) 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが進められる (H19 頃～)

- ・小中一貫教育を実施している市町村：211 市町村 (全体の約 1 割) (H26)
- ・小中一貫教育の取り組み件数：1130 件 (H26)

○児童生徒の指導・育成面での効果

- ・中学進学時に不安を覚える児童が減少 (中 1 ギャップの解消)
- ・小中教員が協力して指導に当たる意識の向上

○運用面での課題

- ・教職員の負担感・多忙感の解消
- ・小中の教職員間での打合せ時間の確保
・小中合同の研修会の確保

(3) 義務教育学校の制度化

- 運用上の取り組みでは、小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で一定の限界が存在する。

○義務教育学校の制度化によって、小中一貫教育の実効性の向上が図られる。

- ・教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保し、継続性・安定性を担保した総合的かつ効果的な小中一貫教育の取り組みを可能にする。

3 小・中学校制度と義務教育学校制度の比較

項目		小・中学校制度	義務教育学校
設置義務		○小・中学校ともに市町村に設置義務	○設置義務はないが、小・中学校の設置義務の履行と同等 ・「〇〇学園」等を正式名称とすることができる
修業年限		○小学校6年 中学校3年	○9年（小学校→前期課程6年・中学校→後期課程3年） ○「4-3-2」などの柔軟な「学年段階の区切り」が可能
教育課程	教育目標	○小・中学校毎に目標を設定	○9年間の目標を設定
	教育課程の編成	○小・中学校毎に教育課程を編成	○9年間の教育課程を編成 ・系統性を確保した教育課程を編成できる ・小学校段階からの教科担任制拡充などが期待できる
		○小・中学校ごとの学習指導要領を基準に編成	○前期は小学校、後期は中学校の学習指導要領を準用
	特例制度	○教育課程の特例は個別に申請し、文部科学大臣の指定が必要	○教育課程の特例を設置者の判断で創設できる ・新たな教科の創設や、変更が容易になる ・学年及び小・中学校段階の指導内容の前倒しや入れ替え等が可能となり、特色ある教育課程を独自に編成できる
教職員	組織	○小・中学校毎に別々の教職員組織	○一つの教職員組織 ・前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能 ・前期課程の教員も部活動に携わる環境が整う
	配置	○小・中学校毎の教職員定数の標準を踏まえた配置 ○小・中学校毎に加配措置	○前期は小学校、後期は中学校の教職員定数の標準と同等の配置 ○小・中学校と同様に加配措置
		○小・中学校毎に校長	○1人の校長 ○1人の副校長又は教頭の加配
教職員免許		○教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分	○教員は原則小・中学校の両免許状を併有（当分の間猶予）
学校施設		○国庫負担の対象は小・中学校同士の統合のみ	○国庫負担の対象として、小・中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加 ・一体型校舎の整備が国庫負担の対象（不足教室増設等）
その他		○学校評価は小・中学校毎に実施 ○学校運営協議会は小・中学校毎に設置 ○学校いじめ防止基本方針は、小・中学校毎に策定	○学校評価は義務教育学校として実施 ○学校運営協議会は、義務教育学校として一つの設置 ○学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定 ・小・中学校の学校マネジメントの一貫性が確保される

資料 2 : 国の動向について

1 小学校高学年における専科指導の拡充

○中学校への円滑な接続を見据え、児童の発達段階に応じて、高学年を中心とした専科指導の拡充による、専門性の高い指導が求められている。

○文部科学省は、小学校高学年での教科担任制に先行的に取り組む学校や積極的な専科指導を進める小学校への支援として、2020年度の教職員定数を2090人増やす方針を固め、2090人の加配を盛り込む方向である。

○中央教育審議会「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(諮問)(平成31年4月17日)
 <新時代に対応した義務教育の在り方について>

- ・義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- ・教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方

【小学校等における教科等の担任制の実施状況】(文部科学省)

	国語 (除書写)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語 活動
1年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
2年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
3年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
4年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
5年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
6年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

(平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

- ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- ここには、以下のような多様なものも含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む)。
 - ・教員の得意分野を生かして実施するもの
 - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの
 - ・非常勤講師が実施するもの
- 各教科等の一部の領域についてのみ教科担任制を実施している場合も含む。
- 年度途中から教科担任制を導入する場合も含む。但し、担任以外の教師による指導が継続的でない場合は含まない。

2 教職員の配置

(1) 中学校の教職員定数の配置

学級数	職員数	増置
1	2	1
2	3	1
3	4	1
4	5	1
5	6	1
6	7	1
7	8	1
8	9	1
9	10	1
10	11	1
11	12	1
12	13	1
13	15	2
14	16	2
15	17	2
16	18	2
17	19	2
18	20	2
19	21	2
20	22	2
21	23	2
22	24	2
23	25	2
24	27	3
25	28	3
26	29	3
27	30	3
28	31	3
29	32	3
30	33	3
31	34	3

学級数	職員数	増置
3	7	4
4	8	4
5	10	5
6	11	5
7	12	5
8	13	5
9	15	6
10	17	7
11	18	7
12	19	7
13	20	7
14	21	7
15	22	7
16	24	8
17	25	8
18	27	9
19	29	10
20	30	10
21	31	10
22	33	11
23	34	11
24	36	12
25	37	12
26	38	12
27	39	12
28	41	13
29	43	14
30	45	15
31	46	15

(2) 小学校の専任教員配置の例

学級数	6学級	9学級	13学級	18学級	24学級
専任教務主任数	0	0	1	1	1
専科教員数	1	1	1	1	1
少人数指導担当数	0	0	0	0	1

(3) 中学校の教員1人あたりの担当学年及び担当時間の例

区分		3学級 職員7人			6学級 職員11人			9学級 職員15人		
		教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間
		各教科	国語	1	3	11.0	1	3	22.0	2
社会	1		3	10.0	1	3	20.0	2	1.5	15.0
数学	1		3	11.0	2	1.5	11.0	2	1.5	16.5
理科	1		3	11.0	1	3	22.0	2	1.5	16.5
音楽	1		3	3.3	1	3	6.6	1	3	9.9
美術	0		免許外指導の可能性		1	3	6.6	1	3	9.9
保健体育	1		3	9.0	1	3	18.0	2	1.5	13.5
技術家庭	0		免許外指導の可能性		1	3	10.0	1	3	15.0
外国語	1		3	12.0	2	1.5	12.0	2	1.5	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			

区分		12学級 職員19人			15学級 職員22人			18学級 職員27人		
		教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間
		学校段階 社会の接続 各教科	国語	3	1	14.7	3	1	18.3	4
社会	2		1.5	20.0	3	1	16.7	4	0.75	15.0
数学	3		1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
理科	3		1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
音楽	1		3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
美術	1		3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
保健体育	2		1.5	18.0	3	1	15.0	3	1	18.0
技術家庭	1		3	20.0	2	1.5	12.5	2	1.5	15.0
外国語	3		1	16.0	3	1	20.0	4	0.75	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			

3 学校段階間の接続

(1) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

第2部「各学校段階」、「各教科等における改訂の具体的な方向性」第1章「各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続」6「学校段階間の接続」

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。
- また、小学校高学年に関しては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、指導の専門性の強化が課題となっていることを踏まえ、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の拡充を図ることが必要である。
- さらには、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成できる制度として創設された、義務教育学校制度における教育課程の特例措置を活用することによって、小学校高学年の発達の段階における課題に対応した教育内容と指導体制を確立し、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、特色ある教育活動を展開していくことも効果的であると考えられる。

(2) 学習指導要領

① 小学校学習指導要領 第1章総則4 学校段階間の接続

- 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

② 中学校学習指導要領 第1章総則4 学校段階間の接続

- 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に義務教育学校、小学校連携型中学校、小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

※ 市川市教育委員会がまとめを行い、塩浜学園学校運営協議会が了承した資料です

資料 3 : 塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ

1 小中一貫教育の研究について

塩浜小中一貫校に関する基本計画（平成 26 年 8 月策定）に基づき、小中一貫校としての開校（平成 27 年度）から平成 30 年度までの調査結果等を基に成果及び課題等を検証し、小中一貫教育研究のまとめとした。

(1) 塩浜学園の位置づけ（塩浜小中一貫校に関する基本計画）

市川市教育委員会では、塩浜小学校および塩浜中学校を、義務教育 9 年間の教育を一貫して行う小中一貫校のモデル校として開校し、一貫教育のあり方に関する研究を進めるとともに、本市の先導役として、その教育研究の成果を各小中学校間の連携の推進に生かすこととした。

(2) 研究期間（塩浜小中一貫校に関する基本計画）

小中一貫教育の実施については、制度改革を含めた新たな取り組みであることから、教育課程ならびに教育環境の内容、および運営のあり方については、随時見直しを行い、より良い方向へ修正を図る必要がある。このことから、新しい学校として作成する「市川の学校教育 3 カ年計画」の計画期間（平成 27～29 年度）を充実期間として、取り組みの進捗状況や、その成果と課題について検証を行いながら、小中一貫教育の改善と充実を図る。

2 検証について

検証は、平成 25 年度から 3 年ごとに実施している「塩浜学園の児童生徒、保護者、教職員を対象とした意識調査」及び「塩浜小中一貫校に関する基本計画」に示されている「期待される効果」に関する調査結果を基に、塩浜学園の小中一貫教育の取組を踏まえて行うこととした。

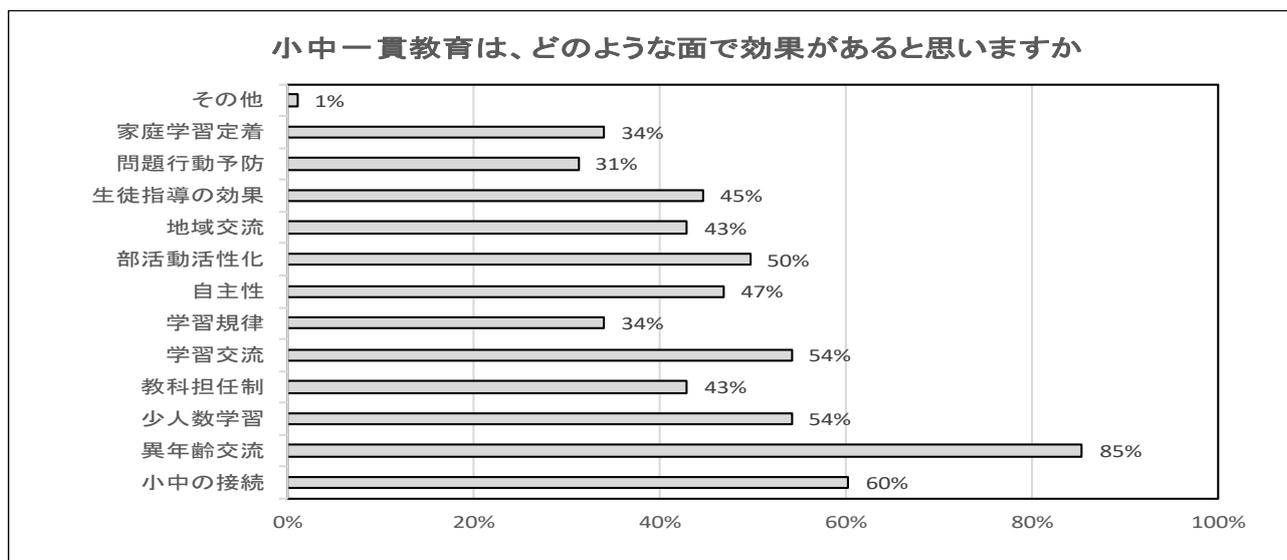
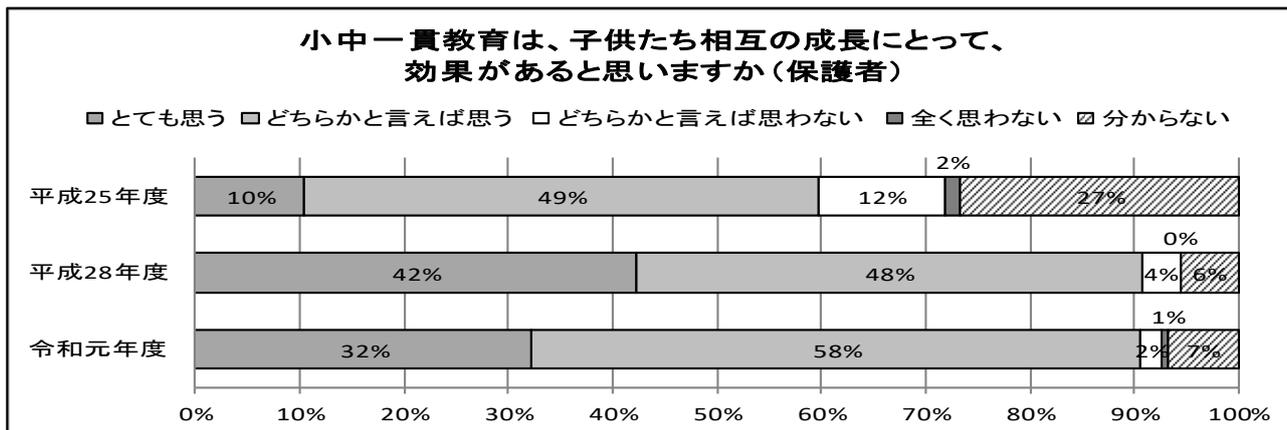
(1) 期待される効果

- ① 中一ギャップへの対応
- ② 学力の向上
- ③ 自己肯定感の高まり
- ④ 問題行動の予防
- ⑤ 生活習慣の確立
- ⑥ 部活動の活性化

(2) 小中一貫教育の取組

- ① 一貫教育を生かした 4 つの特色ある取り組み
 - 教育課程の区分（学年段階の区分）を 4・3・2 制にする
 - 系統性・連続性を重視した教育を行う
 - 中期から教科担任制を導入する
 - 中期から部活動に参加できる環境を整える
- ② 塩浜小中一貫校の 3 つの特色ある取り組み
 - 塩浜ふるさと防災科を新設する
 - 理数教育を充実する
 - きめ細やかな教育を推進する

(2) 保護者【1～9年生】の意識調査（平成25、28年度、令和元年度調査）



「1～9年生の交流を積極的に推進する小中一貫教育は、子どもたち相互の成長にとって、効果があると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、平成25年度の59%に対して、平成28年度及び令和元年度はともに90%となっている。

また、肯定的な回答をした保護者への「どのような面で効果があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

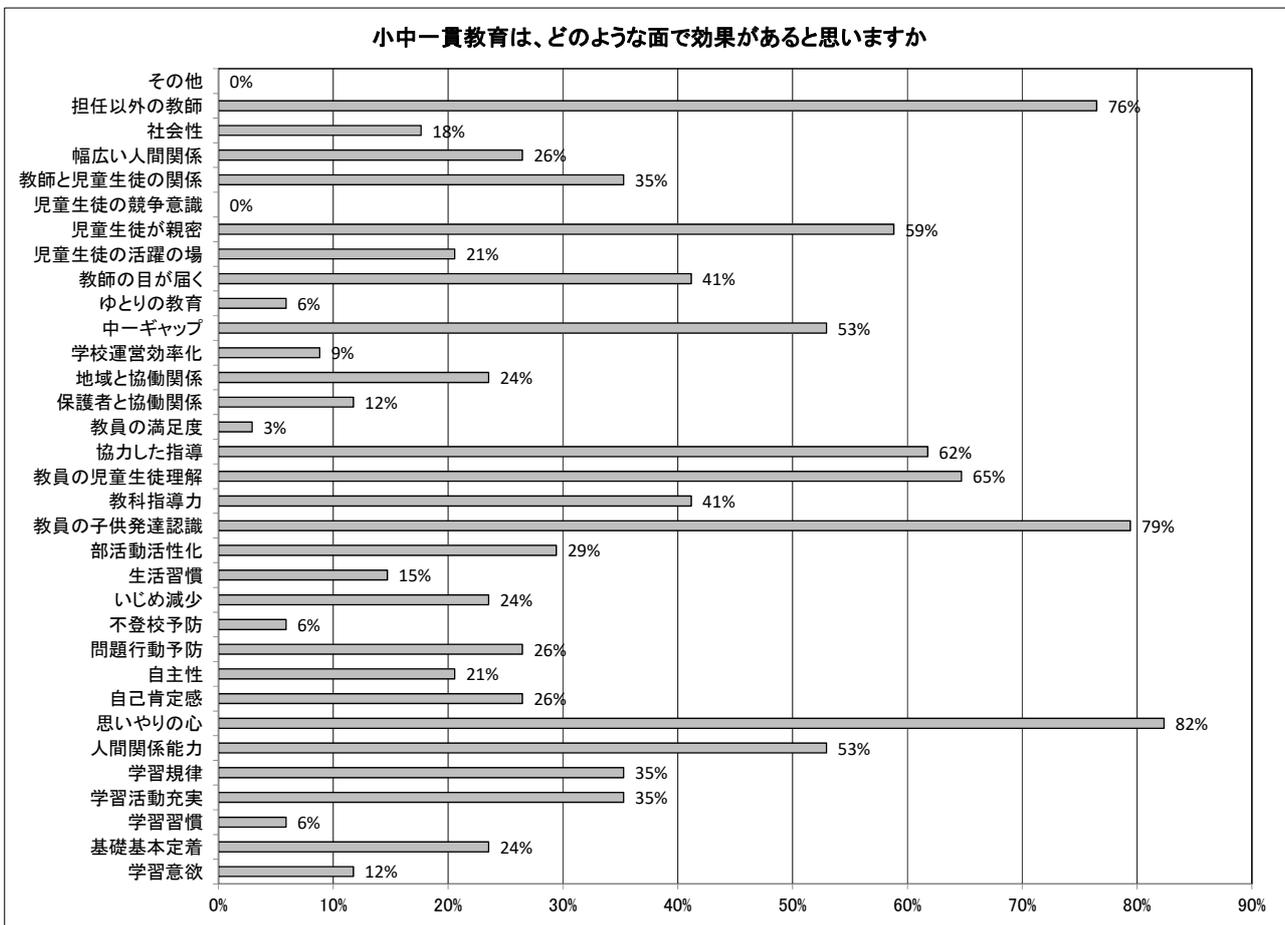
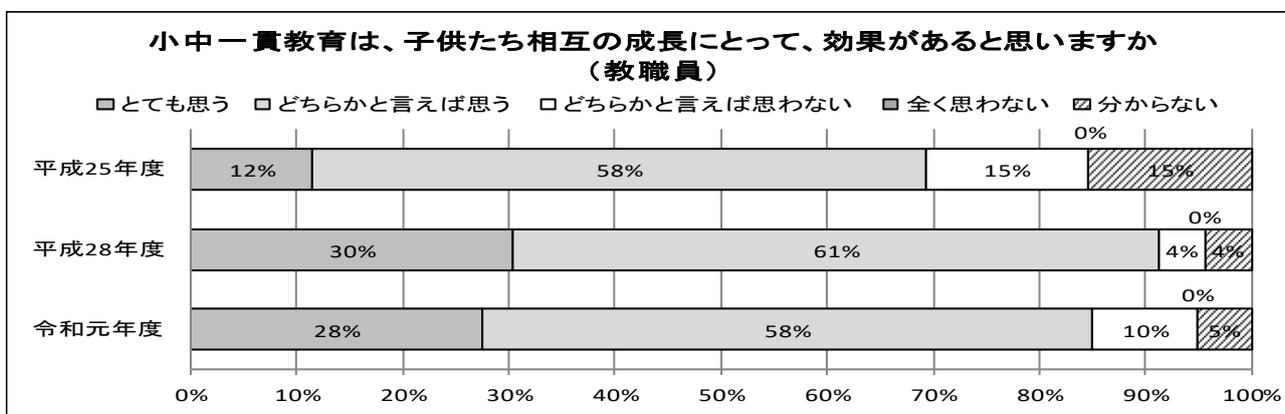
- ・ 年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる。(85%)
- ・ 小中学校間の接続が滑らかになる。(中一ギャップの緩和) (60%)
- ・ 異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られる。(54%)
- ・ 少人数学習や複数教員による授業などにより、学力の向上が図られる。(54%)
- ・ 早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られる。(50%)

○ 自由記述

- ・ 下の学年の子供たちにとっては、上のお姉さんお兄さんから刺激を受けて、学ぶことが出来てよいと思う。年下の子に優しい子が多いのも、小中一貫校のおかげだと感じる。
- ・ 子供たちが安全で安心して9年間を一貫していけたら、保護者がもっと幸せになると思う。
- ・ 上級生の教育的には、低学年と接することはとても良いと思う。
- ・ 7～9年生が小学生に対してとても優しく接してくれ、本当に気持ちが良い。
- ・ 初めての小学校生活では、上級生が優しく接してくれ、毎日楽しく通っている。

- ・ 小学生の時から、中学生や高校生と交流があり、貴重な良い経験が出来ていると思う。
- ・ 上下分け隔てなく交流できることは、非常に賛成である。
- ・ 前期課程の間は上級生から良い影響を受けていた。
- ・ 一貫教育では、先生方が子供たちをよく見ている。子供にとって恵まれていると思う。
- ・ 一貫教育校になり、異学年交流が実現されているが、上級生から下級生への思いやり、助ける心などの育成についてメリットになっている。
- ・ 中学生になると急に教育内容が高度化するため、スムーズな移行ができるのが良いと思う。
- ・ 異学年交流を通して、特に年長者が年少者を思いやる優しい心が育まれる。
- ・ 義務教育を小学校6年間、中学校3年間で分けるよりも、9年間で4年、3年、2年と分けることにより、成長に合わせて生活、考え方、勉強の取組が出来ている。

(3) 教職員【1～9年生】の意識調査（平成25、28年度、令和元年度調査）



「小・中学校の交流を積極的に推進する小中一貫教育は、子どもたち相互の成長にとって、効果があると思いますか。」という質問に対して、肯定的な回答をしている割合は、平成 25 年度が 70%であったのに対して、平成 28 年度及び令和元年度は 85%を超えている。

また、肯定的な回答をした教職員への「どのような面で効果があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

- ・ 弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれる。(82%)
- ・ 子どもの発達に対する教員の認識が深まる。(79%)
- ・ 担任以外の教師に教えてもらえる機会が増える。(76%)
- ・ 教員の児童生徒理解の深化につながる。(65%)
- ・ 協力して指導に当たる意識の向上につながる。(62%)
- ・ 児童生徒が親密になれる機会が多くなる。(59%)
- ・ 中一ギャップの解消が図られる。(53%)
- ・ コミュニケーション能力や対人関係能力の向上が図られる。(53%)

○ 自由記述

- ・ 9年間の系統性、連続性のある学びを推進していくことが大事。
- ・ 学習について、9年間の見通しを持てることは有意義である。
- ・ 子供たちが同じ校舎で交流を持つのは互いの中が深くなり、メリットは多くある。
- ・ 異校種交流が出来て教員同士では得るものが大きい。

(4) 意識調査の結果

多くの保護者及び教職員が、小中一貫教育の教育効果を認めており、児童生徒自身も、義務教育学校を肯定的に受け止めている。調査結果から見える効果は以下の通りである。

○ 児童生徒への効果

- ・ 中一ギャップの緩和が図られている。
- ・ 年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれている。特に、弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれている。
- ・ 異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られている。
- ・ 少人数学習や複数教員による授業などにより、学力の向上が図られている。
- ・ 早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られている。
- ・ 教育課程の区分を弾力的に設定することにより、成長に合わせた生活や勉強が出来ている。

○ 教職員への効果

- ・ 子どもの発達に対する教員の認識が深まっている。
- ・ 教員の児童生徒理解の深化につながっている。
- ・ 協力して指導に当たる意識の向上につながっている。
- ・ 異校種交流が出来て教員同士では得るものが大きい。

4 中一ギャップへの対応

中一ギャップの緩和が図られている

(1) 塩浜学園の取組

塩浜学園では指導上の重点を設けるために、学年段階を4－3－2年の3つに区切っている。このことにより、子どもたちの身体面、情意面、学習面の発達に即したきめ細かな対応を図ることができるようになった。

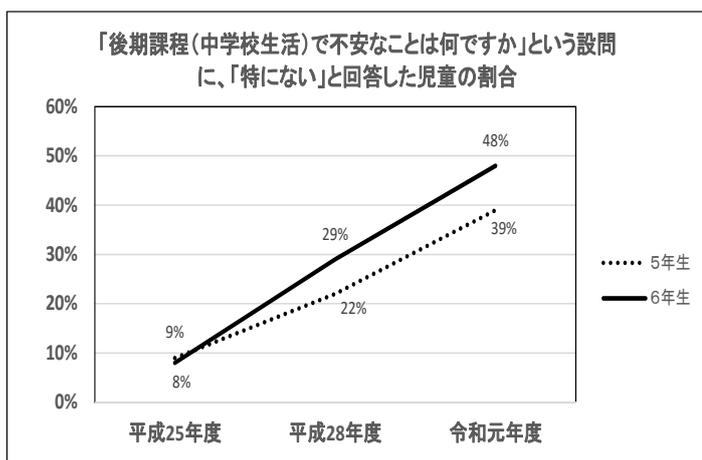
1～4年	5～7年	8・9年
基礎期 Sブロック(start/small)	充実期 Mブロック(middle/medium)	発展期 Lブロック(last/large)

(2) 意識調査の結果

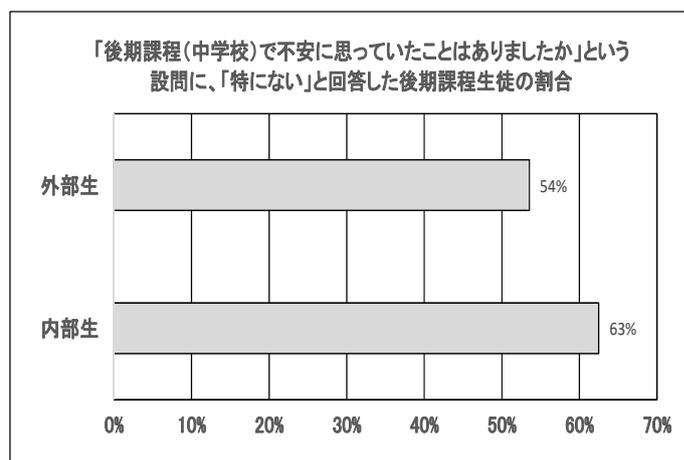
児童生徒の意識調査のうち、5・6年生への「後期課程（中学校生活）で不安なことは何ですか」という質問に対して、「特にない」と回答する割合は平成25年度より増えており、令和元年度は6年生の半数近くが不安を持っていないと回答している。【図1】

また、後期課程生徒（7～9年生）への「後期課程（中学校）で不安に思っていたことはありましたか」という質問については、外部転入生よりも内部進級生の方が「不安はなかった」と回答する割合が高かった。【図2】

さらに、児童生徒の6割以上が、「小学校から中学校へスムーズに進学できる」ことが義務教育学校の良い面だと捉えており、保護者も約6割が、小中学校間の接続が滑らかになる効果があると捉えている。【3(1)(2)】



【図1】



【図2】(R1調査)

(3) 小中一貫校による効果

小中一貫校では、小学校と中学校の学びと育ちを義務教育9年間で捉えなおすことにより、子供の精神的、身体的な発達に即した教育課程の編成や、学年段階間の区分による発達段階に合った教育活動が可能となり、子供たちの学習や学校生活に否定的な影響を与える「中一ギャップ」の緩和が図られている。

5 学力の向上

学力の向上が図られている

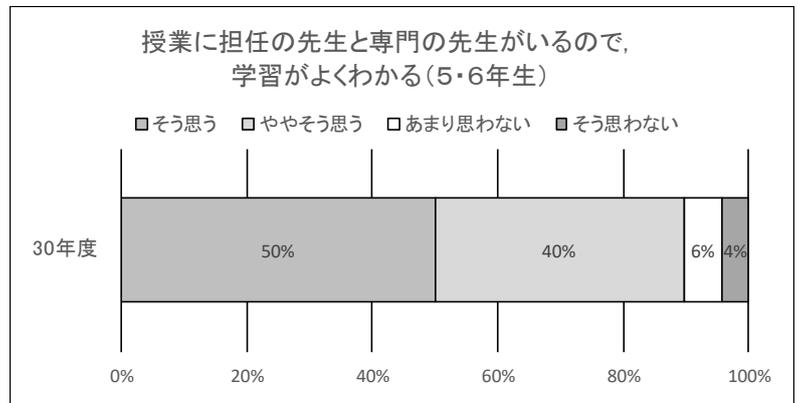
(1) 塩浜学園の取組

① 充実期（5年生）からの教科担任制の導入

5・6年生の一部教科において、教科担任制を実施して専門性の高い指導を行い、「わかる授業」によって学力の向上を図っている。

実際の授業では、専科教員が T1、学級担任が T2 のチーム・ティーチングによって、教科担任制を実施しており、平成 30 年度は、算数、理科、社会、書写、外国語、保健体育、音楽、図画工作で実施している。

このことにより、5・6年生児童の約 9 割が、「授業に担任の先生と専門の先生がいるので、学習が良くわかる」と答えている。【図 3】



【図 3】

② 義務教育学校の効果

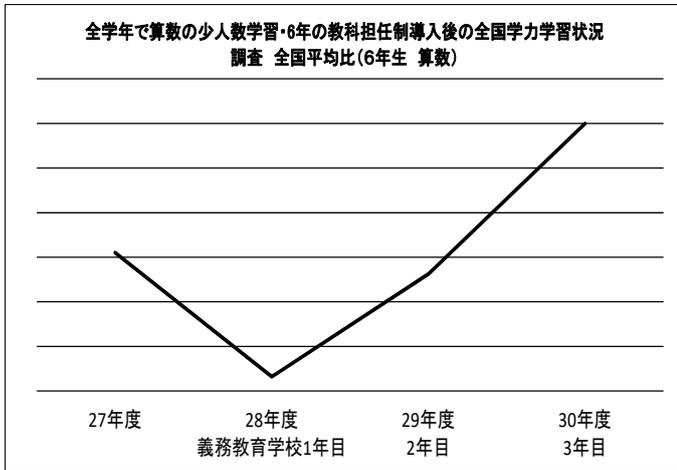
義務教育学校は組織が一つであることから、後期課程の教員が、下表のように時間割の枠組みの中で前期課程の授業を担当することができる。このため、前期課程における教科担任制の実施が継続的に可能となった。

【時間割の例】

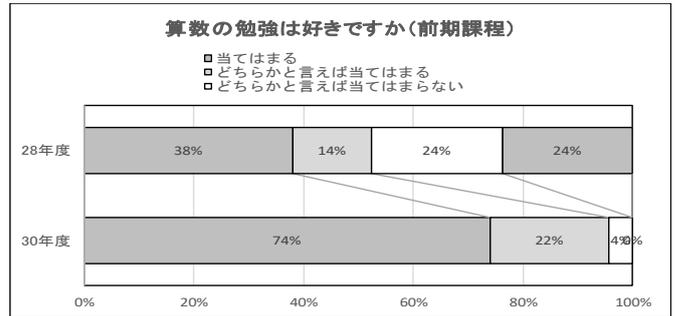
曜日	校時	後期課程の教員					
		体育 A	体育科 B	国語科	数学科	英語科	A L T
月	1		体 6 年	国 8 - 1	数 8 - 2	英 9 - 1	
	2	体 8 年	体 8 年	さわやか	算 6 年		
	3	体 5 年				さわやか	英 7 - 1
	4	体 7 年	体 7 年			英 6 年	英 6 年
	5		さわやか	学活	学活	学活	
火	1			さわやか	算 6 年	英 9 - 2	英 8 - 1
	2		体 6 年			さわやか	英 8 - 2
	3	体 5 年					
	4	体 9 年	体 9 年	国 8 - 2	数 8 - 1		
	5		さわやか	書写 5 年	数 8 - 2	英 9 - 1	
	6	体 8 年	体 8 年	書写 6 年			英 7 - 2

(2) 学力学習状況調査の結果

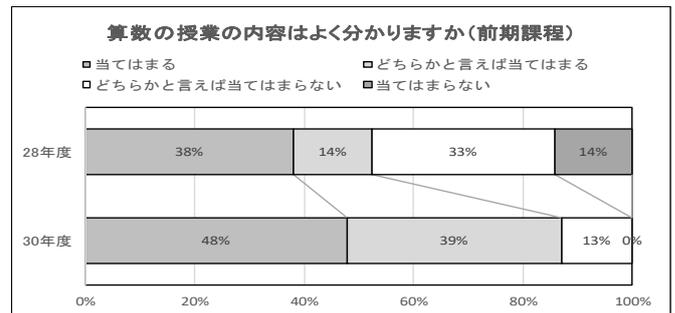
教科担任制を導入している算数では、全国学力学習状況調査の結果が良好に伸びてきており、「算数は好きですか」「算数の内容はよくわかりますか」という質問に対しても、肯定的に答える割合が大きく伸びてきている。【図4, 5, 6,】



【図4】



【図5】



【図6】

(3) 小中一貫校による効果

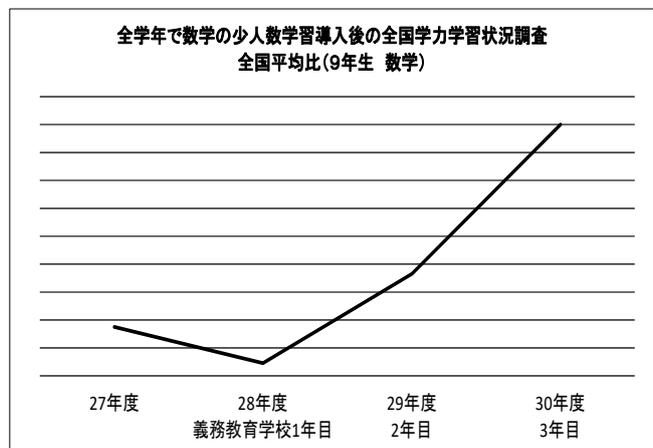
小中一貫校では、小学校高学年からの教科担任制の導入により、学力の向上とともに、学習意欲も高まっている。特に義務教育学校では、早期からの教科担任制が継続的に実施できるため、学力向上面からの有効性は高いと考える。

(4) その他の取組

塩浜学園では、特色ある取組として、「理数教育の充実」と「きめ細やかな教育の推進」を進めている。

このため、7～9年生の後期課程においても、数学と理科の授業は、ティーム・ティーチングによる「個に応じた指導」を進めている。

このことにより、数学では、全国学力学習状況調査の結果が良好に伸びてきている。【図7】



【図7】

6 自己肯定感の高まり

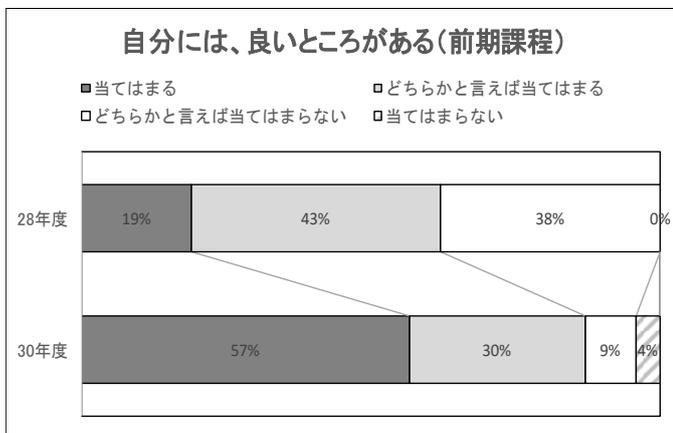
自己肯定感が高まっている

(1) 塩浜学園の取組

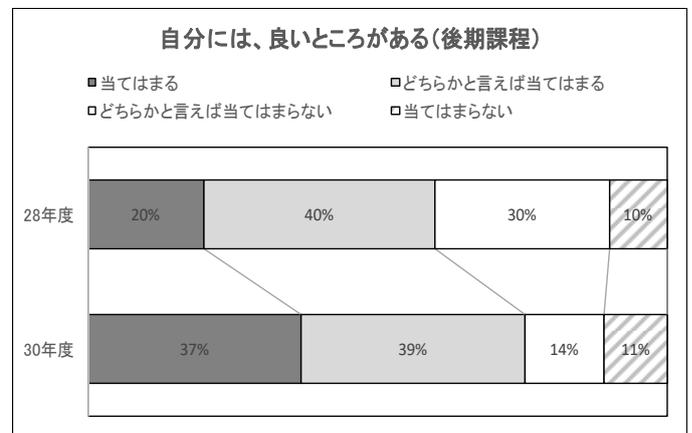
塩浜学園では、小中一貫校の特色を生かして、幅広い年齢による交流活動が多く行われている。意識調査においても、7割以上の児童生徒が「嵐潮祭や縦割り活動（給食など）などで、年齢の離れた児童生徒の交流ができる」ことを、義務教育学校の良いところと捉えており、保護者についても多くが「年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる」「異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られる」と捉えている。

(2) 学力学習状況調査質問紙調査の結果

前期課程児童及び後期課程生徒共に、「自分には良いところがある」という質問に対して肯定的に答える割合が伸びている。【図 8, 9】



【図 8】



【図 9】

(3) 小中一貫校による効果

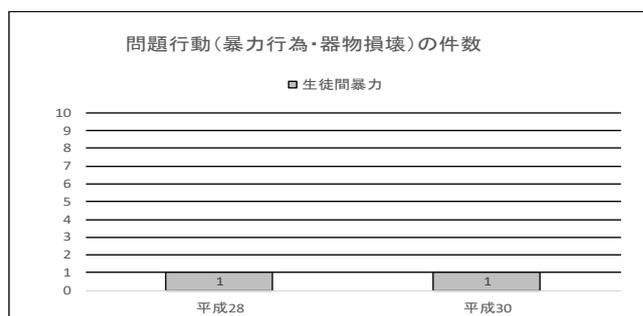
自己肯定感を「自らの価値や存在を肯定できる感情」とし、「自分には良いところがある」という質問に肯定的に答える割合が増えれば、自己肯定感が高まっていると捉えた場合、塩浜学園では自己肯定感の高まりがみられている。このことは、児童生徒・保護者の意識調査から、幅広い年齢による交流活動が要因であると考えられる。

7 問題行動の予防

問題行動の予防は図られている

(1) 問題行動の件数

問題行動を暴力行為と器物損壊とした場合、生徒間暴力が平成 28 年度、30 年度に 1 件あった。増減はなく、件数も 1 件にとどまっている。【図 10】



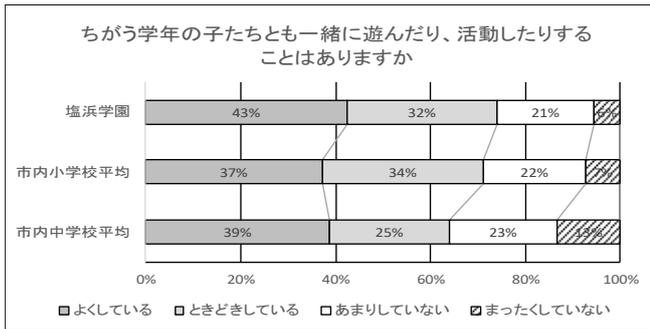
【図 10】

(2) 塩浜学園の取組

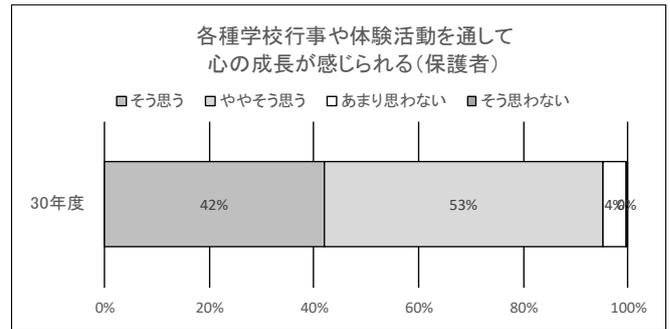
塩浜学園では、小中一貫校の特色を生かして、幅広い年齢による交流活動が多く行われており、「ちがう学年の子たちと一緒に遊んだり、活動したりする」と回答している児童生徒は、市内平均よりも高い。【図 11】

意識調査においても、保護者の多くが「年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれる」と捉えているとともに、教職員も「弱いものを労わる心、思いやりの心が育まれている」「コミュニケーション能力や対人関係能力の向上が図られている」と捉えている。

また、小中一貫校独自の行事を含めて、様々な学校行事や体験活動が実施されており、9割以上の保護者が「各種学校行事や体験活動を通して心の成長が感じられる」と捉えている。【図 12】



【図 11】 (H30 調査)



【図 12】

(3) 小中一貫校による効果

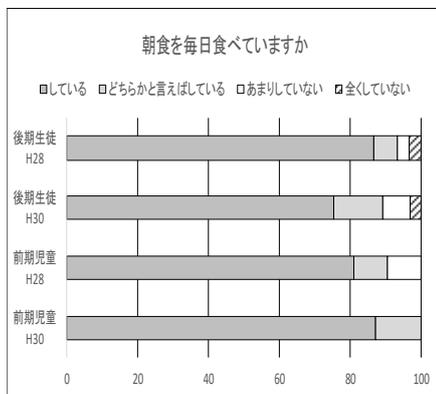
小中一貫校では、幅広い学年での交流を通して、思いやりの心が育まれているとともに、9年間を通して、低学年からの人間関係づくりを支援することにより、問題行動の予防につながっていると考えられる。

8 生活習慣の確立

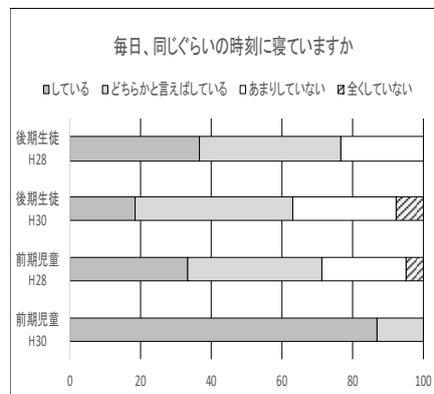
生活習慣の確立については、明確な効果は見られない

(1) 学力学習状況調査質問紙調査の結果

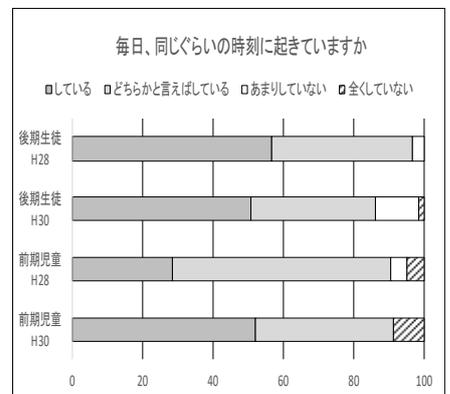
前期課程児童及び後期課程生徒共に、「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対しては、前期課程では肯定的に答える割合が伸びているが、後期課程では逆の結果となっている。【図 13, 14, 15】



【図 13】



【図 14】



【図 15】

(2) 小中一貫校による効果

基本的な生活習慣の確立については、小中一貫教育の取組との関りに明確な関係性は見られない。

9 部活動の活性化

部活動の活性化が図られている

(1) 塩浜学園の取組

① 充実期（5年生）から部活動に参加できる環境を整備

塩浜学園では、小学校5年生から部活動に参加できる環境を整えている。また、前期課程・後期課程の教職員が協力して指導できる体制を整え、早い段階からの活動経験を可能にしている。

② 義務教育学校の効果

義務教育学校は組織が一つであることから、下表のように前期課程の教員も部活動に携わる環境を整えることができる。このことによって、部活動の運営支援が図られるようになった。

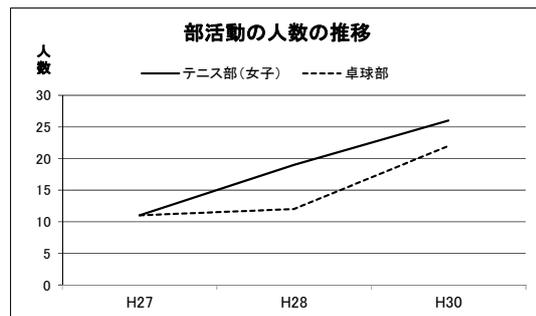
【部活動担当の例】

部活動	主顧問		副顧問	
	後期課程教員	前期課程教員	後期課程教員	前期課程教員
野球		1名	1名	
サッカー	1名			1名
バスケットボール	1名		1名	1名
バレーボール		1名	2名	
テニス	2名		1名	
卓球	1名		1名	1名
吹奏楽		1名	1名	
美術	1名			

(2) 部活動に参加する児童生徒数の推移

前期課程5・6年生の参加によって、活動する人数は増えてきている。【図16】

特に増えているのは、テニスや卓球などの個人種目であり、小中学生の体格差が影響する団体種目（野球やサッカーなど）では、顕著な伸びは見られない。



【図16】

(3) 意識調査の結果

意識調査では、「早い時期からの部活動や生徒会活動に参加できる」ことを、義務教育学校の良いところだと感じている児童生徒が半数以上いるとともに、保護者の半数が「早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られる」と捉えている。

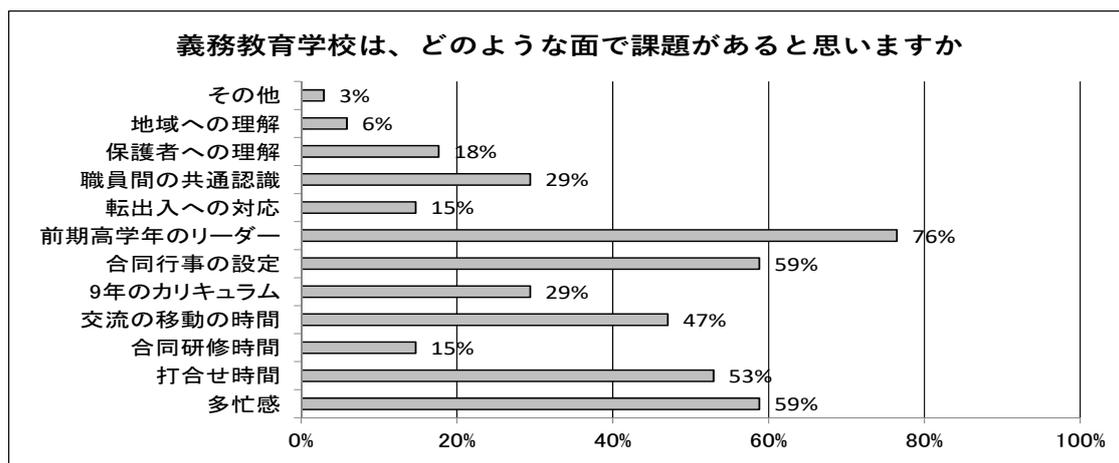
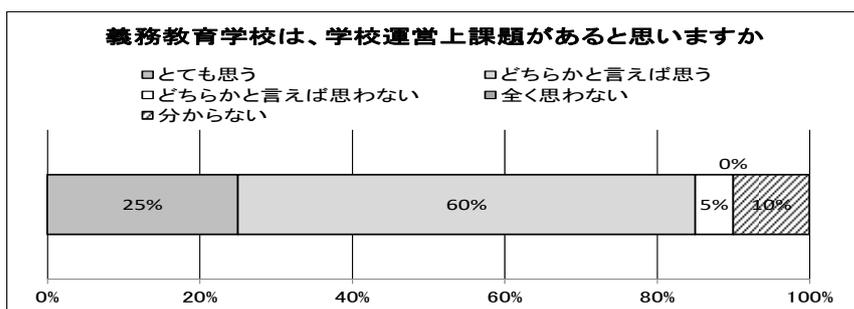
(4) 小中一貫校による効果

小中一貫校では、5年生から中学校段階の部活動に参加できる環境を整えることができ、早い時期からの活動経験を可能にしている。このことによって、部活動の活性化が図られている。

但し小中学生の体格差が影響する団体種目では、明確な効果は見られない。

10 学校運営上の課題

(1) 教職員【1～9年生】の意識調査（令和元年度調査）



「義務教育学校は、学校運営上課題があると思いますか」という質問に対して、「課題がある」と回答をしている割合は、80%を超えている。

また、「課題がある」と回答をしている教職員への「どのような面で課題があると思いますか」という質問については、以下のような結果となっている。

- ・ 前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる。(76%)
- ・ 教員の多忙感・負担感の増加につながる。(59%)
- ・ 前・後期の合同行事の設定が難しい。(59%)
- ・ 前・後期教員の打合せの時間が確保できない。(53%)
- ・ 前・後期の児童生徒が交流を図る際の移動に時間がかかる。(47%)

○ 自由記述

- ・ 異なる課程の職場風土、文化を解消し、義務教育学校としての一体感のある学校にしていくには時間を要するが、軌道に乗せるまでは管理職が重要な役割。
- ・ 小中の教員文化の相互理解が深まるまで、とてももったいない気がする。
- ・ 一つの学校として今の人数と制度で運営していくのはとても厳しいと思う。
- ・ 児童生徒の実態に即して柔軟に対応していく事も必要。
- ・ 場面に応じて一貫して行う行事と分けて行う行事を決めていく必要がある。
- ・ 身体、精神的な成長に合った活動をまずは優先すべき。無理に行事を合同で行うよりも、子供たちや教員、職員に負担のないようにしてほしい。
- ・ 行事やリーダーを全て9年生や後期課程にすることで、その年齢におけるチャンスを生かすことのできないこともある。
- ・ 一緒に行う行事等の簡略化を図る時に内容の薄いものになってしまうことも注意が必要。

(2) 小・中学校の学校文化、価値観の違い

小中学校の教職員には、価値観に大きな壁があった。このため、教職員が協働してカリキュラム開発を行うことにより、小学校と中学校の教育課程の構造的理解を踏まえた指導の一貫化が図られると考え、一貫教育推進の軸となる教科として、9ヵ年を貫くカリキュラム「塩浜ふるさと防災科」を開発した。

「塩浜ふるさと防災科」は前期・後期課程の教員が、共に話し合い、協働してカリキュラム開発を行う教科に成長したが、そこに至るまでには十分な時間（3年）と調整が必要であった。



現在は、前期課程・後期課程の教員が一緒になって、9年間の学びを見通し、指導の改善を図る取り組みを進めている。

(3) 保護者【1～9年生】の意識調査（令和元年度調査）

○ 自由記述

- ・ 年齢の離れた児童生徒の交流は、親しみをもちすぎて逆に下級生から上級生への「敬う心」「上下関係」が希薄になっている面もあるとの指摘がされている。
- ・ 小中一貫校になってから、文化的行事が簡略化、または撤回となり、子供たちの心の成長を心配している。特に小学校6年生までの活動が縮小され、以前の行事が懐かしい。
- ・ 小学校6年生は、小学校最高学年としての責任や役割が他の小学校とは違っていると思っている。最高学年としての自覚が、児童の心の成長でもあると思う。
- ・ 小中一貫教育に当たり、体育館の利用が中学校の部活動優先で、今まで利用していた施設開放団体が利用できなくなることが納得できない。
- ・ 後期課程ではあまり前期課程との交流が感じられなくなり、メリットが感じられなくなった。
- ・ 部活動は、5年生時に躓くと、その後はやらなくなってしまう。

(4) 小中一貫校の運営上の課題

小中一貫校は、子供たちの成長にとって有効な教育システムであるが、学校運営上は解決しなければならない課題がある。課題は大きく分けて次の二つであると考えられる。

- ・ 学校文化や授業時間、指導体制などが異なる小中学校間の調整
- ・ 小・中学校制度の中で培われてきた既成概念と、9年間をひとつの括りとして考える小中一貫校の新たな概念の整理

資料4：義務教育学校「塩浜学園」の教育活動

1 5・6年生の50分授業

○5・6年生の全教科・領域を、50分を標準時間とした年間指導に変更する。

○5・6年生は後期課程（中学校）に時程を合わせ、50分授業（45分+5分）を実施し、年間総授業時数（授業分数）を増やす。

- ・教科等の特性を踏まえ、1単位時間50分で年間指導計画を全教科・領域で見直す。
- ・50分授業により増加した年間総授業時数と標準授業時数の差を外国語科に充てる。

【時間のマネジメント】

	5年生		6年生	
	標準時数	カリキュラム・マネジメント	標準時数	カリキュラム・マネジメント
国語	175	175	175	175
社会	100	90	105	95
算数	175	165	175	165
理科	105	95	105	95
音楽	50	45	50	45
図工	50	45	50	45
体育	90	81	90	81
家庭	60	54	55	50
外国語	70	70	70	70
道徳	35	35	35	35
特別活動	30	30	30	30
塩浜ふるさと防災科	75	68	75	68

(3) 9年間を貫くカリキュラム「塩浜ふるさと防災科」

○「塩浜ふるさと防災科」は、各教科、領域等で身に付けた力を活用して、質の高い学びを創造する教科として、教育課程の中核に位置づけ、推進している。

○塩浜ふるさと防災科の目標

- ・ふるさと塩浜の歴史や自然環境に触れて理解を深めたり、自然災害発生を想定し、それに備えて地域の方々と協力しながら自ら考え自ら進んで活動したりすることで、地域に誇りや愛着を持った思いやりのある豊かな心と、自主的に問題解決を行う、たくましく生きる力を育む。

○推進の視点

「ふるさと」に関わるもの	「防災」に関わるもの
A 人間としての生き方に迫る	B 防災リテラシーを身に付ける
C 地域への理解と愛着を深める	D 科学的理解を深める

○年間授業時数

- ・第3学年～第9学年（各75時間）＜7年生は55時間＞
- ・総合的な学習の時間＋特別活動（70時間＋5時間）

○主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

- ・3～7年生の学習内容の重点化

学年	内容	学習の重点
3年生	「ふるさと」 「防災」	○どのような学習を進めていくのかを示す ・調べ学習の進め方 ・タブレットの使い方 等
4年生	「ふるさと」 (海洋教育)	○地域をより身近に、より具体的に学ぶ ・船上学習 ・三番瀬環境学習館見学 等
5年生	「防災」	○防災科の深化 ・地域の方へインタビュー ・災害時の備え 等
6年生	「ふるさと」	○自分たちにできることを深く追究する ・バリアフリーの状況 ・地域の行事 等
7年生	「防災」	○5年生で学んだ防災科の深化 ・地震のメカニズム ・塩浜の被害想定 等

○8・9年生の縦割りによるゼミ形式

- ・ゼミテーマの設定

防災科	ふるさと科
防災に関連した資格の取得	三番瀬をまもるために
自分たちで企画・運営する避難訓練	塩浜地区の少子高齢化対策
次に災害に備え、自分達にできること	地域の行事の企画・運営



○義務教育学校の効果

- ・義務教育学校では、設置者(市川市)の判断で、教育課程の特例を創設することができるため、9年間を貫くカリキュラムとしての新たな教科の創設や、変更が容易になった。
- ・学年及び小・中学校段階の指導内容の前倒しや入れ替え等も設置者の判断で可能となり、特色ある教育課程を独自に編成することができる。

資料5：市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針

市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針

平成30年3月8日

市川市教育委員会

(はじめに)

急激な少子高齢化や情報化の進展などの社会情勢の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきています。そのような中、少子化の進展による学校の過度な小規模化がもたらす教育条件への影響に対する懸念を背景として、本市教育委員会は、平成28年7月、市川市教育振興審議会に「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針について」諮問を行いました。

審議会では、本市教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」に基づき、学校の適正規模に対する考え方や、適正配置の検討にあたって留意すべき内容を様々な視点からご検討いただき、平成29年11月に答申をいただきました。

本市は答申の内容を尊重し、これからの学校の教育条件の維持向上を図るため、以下に小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針を示します。

(基本的な考え方)

本市教育の基本理念の「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって子どもを育てていく教育です。それは地域コミュニティを基盤とするものであり、身近な生活圏域で構成される住民組織による、地域の学校への主体的な関与が不可欠です。

また、「未来へつなぐ教育」とは、子どもの学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。それは、小・中学校の連続性（9年間の義務教育）を基盤とするものであり、新学習指導要領においても、学校段階等間の円滑な接続が重視されているように、本市が教育を支えるための制度設計を行うことが重要になります。

教育は学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが求められます。国の中央教育審議会等においても、これからの時代は、学校と地域が相互に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があるとされ、これまで以上に地域ぐるみで、子どもたちの義務教育9年間の学びを支える仕組みを整えることが必要になります。

そのため、本市では中学校区という単位をより一層重視し、学びと育ちの連続した環境づくりを図っていきます。

(方針の実現を図るにあたって)

これからの学校の教育条件の維持向上には、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠です。方針の実現を図るための施策の実施にあたっては、学校運営協議会等を通して、保護者や地域住民に対する丁寧な説明を行い、相互の理解を深めていくよう努めていきます。

(適正規模について)

本市では小・中学校の通常学級の適正な学級数を、概ね12学級から18学級とします。規模による課題を最小化し、新学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現ができると同時に、専任の教務主任の確保や教職員の十分な育成を図ることが可能な規模として、国の標準規模をもとに検討を行った答申の内容を踏まえたものです。

本市の児童生徒数は昭和58年度のピーク時と比較し約62%に減少しており、将来人口推計においても、更に減少していくことが予測されています。その一方で、特定の学校の小規模化や大規模化により、本市には様々な規模の学校があります。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があります。小規模校には、きめ細かな指導が行いやすい等の利点がありますが、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響も懸念されます。

一方、大規模校には、多様なグループ活動が可能なこと等による利点がありますが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念されます。

(適正配置について)

本市は、小規模校に対して、答申で提言されている三つの方策を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じて複合的に実施します。

実施時期は、規模を原因とした課題の影響が顕著になると考えられる、小学校で6学級、中学校で9学級以下に学校になるまでにとします。

ただし、施設整備が必要となる方策は、校舎の築年数や施設の複合化等も考慮し、実施時期を決定します。

答申で提言された小規模校に対する適正配置の方策と、それに対する本市の考え方は、以下の通りです。

(1) 通学区域の見直し

小規模校に、隣接する学校の通学区域の一部を編入することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、通学区域の過去の状況の把握に努めるとともに、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離に留意します。

(2) 学校統合

小規模校を隣接する学校と統合することにより、規模による課題の解消を図るものです。検討にあたっては、隣接する学校の規模や通学路の安全性と距離等に留意します。

学校は子どもたちへの教育を行う施設であるだけでなく、避難所や文化・スポーツの活動拠点としての役割を担っており、地域コミュニティの中核的な存在であることから、地域のつながりに配慮し、慎重に検討を行います。

(3) 義務教育学校の設置

小規模校がある地域の、中学校と一つあるいは複数の小学校とを、新しい学校種である義務教育学校に移行するものです。

平成28年度に開校した義務教育学校「塩浜学園」の成果を検証した上で、9年間の一貫した教育を可能とする義務教育学校の設置を検討します。その際の規模は、各学年3学級程度を目安とします。

検討の結果、隣接する学校の規模や通学条件などから、以上の三つの方策のいずれも実施することが困難な場合は、教職員の加配などにより、規模による課題を軽減させるための学校支援を行います。

大規模校については、将来的には大部分が適正規模の範囲に収まると予測されます。それまでの期間は、通学区域の見直しや必要に応じた学校支援を行うことにより、学校運営上の課題の軽減を図ります。

(小・中学校の連続性について)

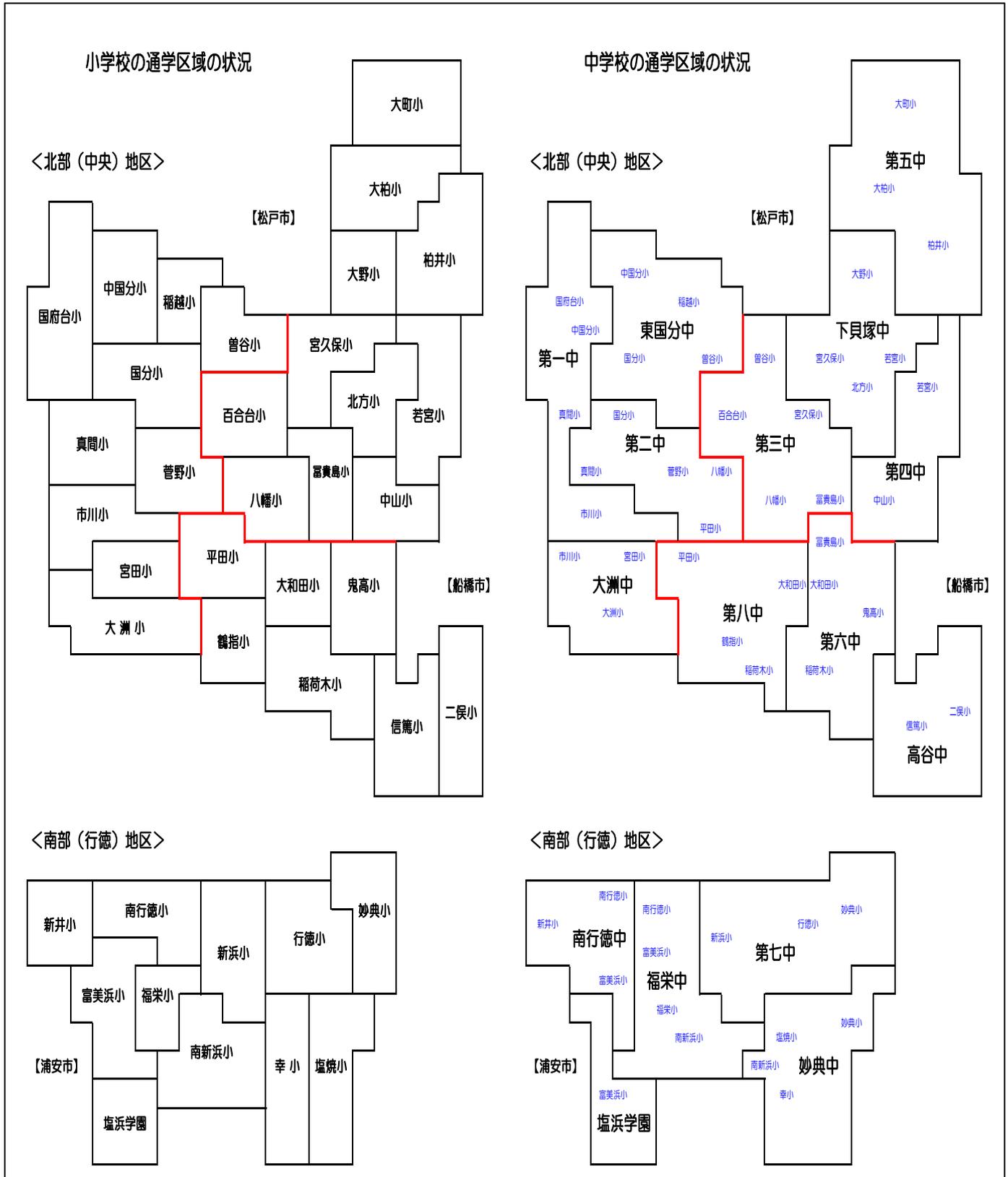
本市では多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している現状があります。これからの学校の教育条件の維持向上を図るためには、小・中学校の通学区域は一致していることが望ましいと考えます。そのため、校舎の建て替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しつつ、小・中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討します。

また、通学区域の弾力的運用として、本市では小・中学校ともに指定校変更制度を設けていますが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定校変更制度のあり方については見直しを進めていきます。

(本方針の見直しについて)

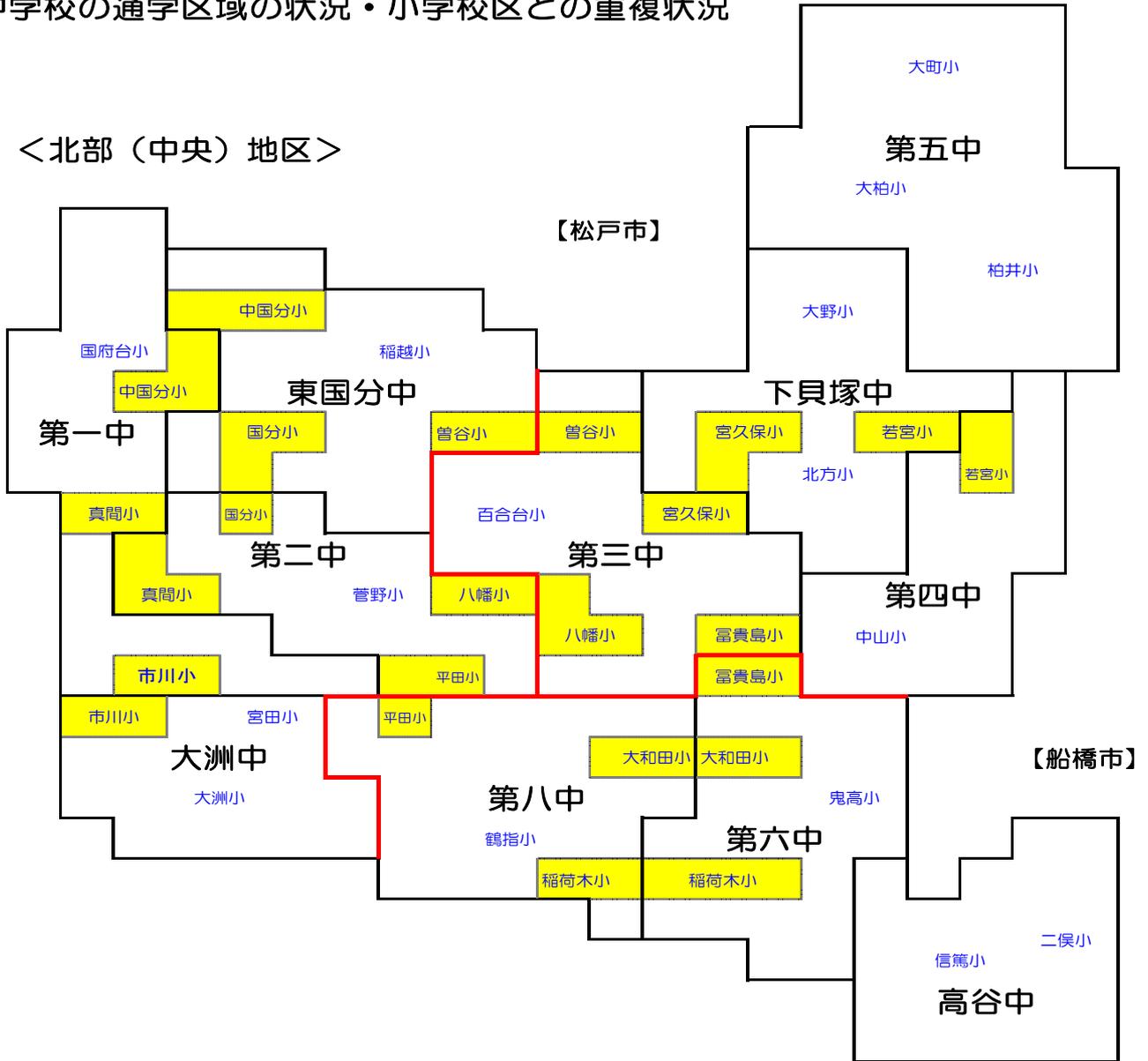
社会情勢やまちづくりの方針の変化、児童生徒数の増減などに対応するため、本方針は必要に応じて見直しを行っていくものとします。

資料 6 : 小・中学校の通学区域

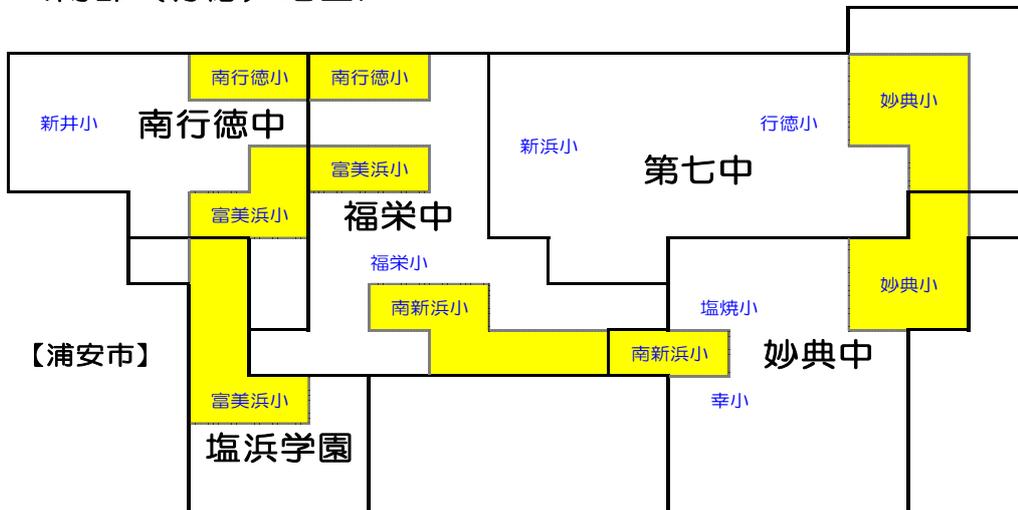


中学校の通学区域の状況・小学校区との重複状況

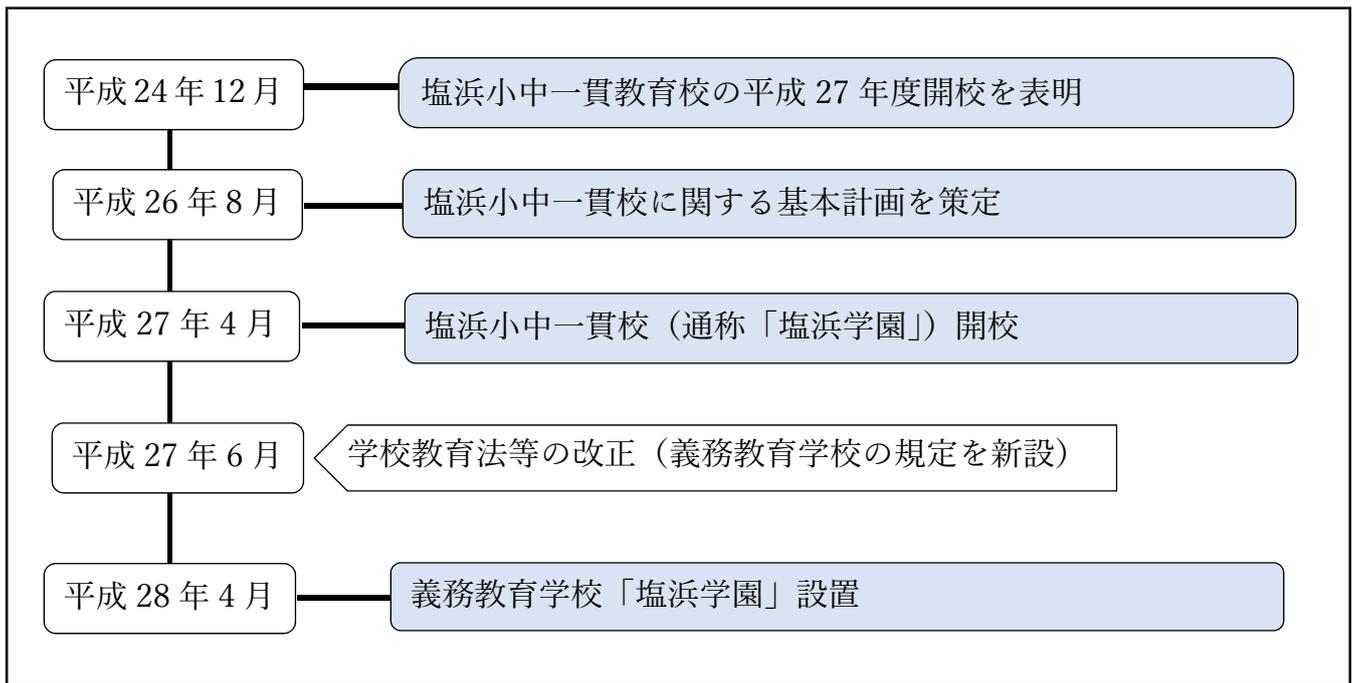
<北部（中央）地区>



<南部（行徳）地区>



資料 7：義務教育学校「塩浜学園」設置の流れ



資料 8：主な課題に対する対応

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 より
(平成 28 年 12 月 26 日 文部科学省)

1 小学校高学年におけるリーダー性の育成

- 小中一貫教育の導入に係る懸念として、小学校 6 年生がリーダーシップを発揮できないのではないかと、というものがあります。従来の 6-3 制では、小学校 6 年生が最高学年であり、何事にもリーダー的な役割を果たしていたのが、施設一体型になり、小学校 1 年生から中学校 3 年生（1～9 年生）の中の 6 年生という位置付けになることによってリーダーシップを発揮できないという心配です。
- この点については、以下のような点を整理した上で対応を検討する必要があります。
 - ①このリーダー性育成の論点は、施設分離型というよりは施設一体型の課題であり、小中一貫教育全体に対する課題では必ずしもありません。具体の計画との関係で、本当に当てはまる議論なのかを精査する必要があります。
 - ②施設一体型の義務教育学校をイメージした場合、9 年制の学校であることによって、6 年がその中間段階に位置付けられることは当然の帰結です。むしろこれまで小学校 6 年生がリーダー的な存在であったのにもかかわらず、中学校に入学してすぐに一番下の立場になり子供扱いされていたことのデメリットと比較考量する必要があります。
- リーダー性の育成についての工夫としては、例えば、4-3-2 制を導入している地域の中には、1～4 年生の合同で学校行事に取り組み、4 年生にリーダーの

経験を積ませている場合があります。また、子供たちの発達の状況からみて、4年生にリーダー性を求めるのは困難であると判断して、4-3-2ではなく、5-4の枠組みを採用し、1~5年生合同の学校行事の中で、従来の6年生の代わりに5年生にリーダーとしての経験を多く積ませている学校もあります。また、学年段階の区切りは行いつつも、運動会等の学校行事については6-3の枠組みで行うことも考えられます。

- 5-4制を導入している学校の中には、学年により施設が2つに分かれている校舎の形態を活用して、各校舎の最高学年において、リーダー性を育む行事を設定したり、校舎の中での学年配置の工夫によってリーダー性の育成を図ることも考えられます。
- 全体として言えば、単純に区切りに応じて教育活動をせつ然と分けるというよりは、段差の総量を調整するという発想も大事になってきます。
- 例えばある学校では、始業式と終業式、小学校1年生の入学式や中学校1年生の進級式は小中合同で行いつつ、運動会や文化祭、制服や私服の別はこれまで通り6-3の区切りで行ったり、6年生の前期課程修了式、9年生の卒業式は別日開催にするなどして、小学校6年生の児童の出番を確保し、リーダー性の育成を重視している事例があります。

2 転出入する児童生徒への対応に関する工夫

- 小中一貫教育を実施する学校と通常の小・中学校が併存することにより、通常の小・中学校から小中一貫教育を実施している学校に転校する場合やその逆の場合に、学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりしないよう配慮する必要があります。
- 転出入する児童生徒への配慮は、もとより通常の小・中学校においても重要なことですが、とりわけ義務教育学校や小中一貫型小・中学校を始め、「6-3」と異なる学年段階の区切りを設けている学校や、教育課程の特例（第4章（2）参照）を活用する学校においては、転出入先の学校と綿密な引継ぎを行うとともに、児童生徒や保護者に対しきめ細やかに対応することが重要となります。また、こうした学校から通常の教育課程を編成する学校に転校する場合には、転校先でも同様の対応を行うことが求められます。具体的には、例えば下記のような工夫を行うことが考えられます。
 - ①指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を具体的に記載する
 - ②教科書の対応ページを記載するなど、通常の教育課程との違いを具体的に分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておく

- ③転出入時やその直前の学年での出来事だけでなく、それ以前に起きた事柄についても、きめ細やかに申し送りを行う
 - ④転出校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談を実施していた場合には、専門家の所見も確実に引き継ぐ
 - ⑤転出入後も連携して対応できるよう、管理職や学級担任、専門家等の担当者間で連絡先を交換し、コンサルテーション体制を確立させる
- なお、小中一貫教育の導入など、特色ある取組を進めるに当たっては、保護者や児童生徒はもとより、当該地域への転入を検討している保護者に対し地域の学校に関する情報が適切に提供されていることが重要です。

3 多忙化・多忙感への対応

- 学校の業務改善は不断に取り組まれるべき事柄ですが、特に、小中一貫教育のような学校全体に大きな変化をもたらす取組を行う際には、校長をはじめとした管理職が、学校にとっての取組の意義を深く理解し、教職員に分かりやすく伝えることや、既存の校務や教職員の役割分担を大胆に見直したり明確化したりするなど、マネジメント力を発揮することが必要です。
- 特に、小中一貫教育の導入当初は、初めての取組に教員が戸惑ったり、取組に慣れるまでに時間がかかったりすることも想定されます。
- このため、例えば、学校としての研究課題を小中一貫教育に関わることに絞ることなどにより、小中一貫教育の意義やねらいを全教職員で理解し、学校全体で取組を進めることが考えられます。学校によっては、小中一貫教育を導入する以前の研究課題への取組と小中一貫教育との関係を整理しないまま取組を行っている場合があります、こうしたやり方については多忙感を増大させることが懸念されます。
- また、はじめは課題解決のための目的が明確で、学校全体で取り組む意欲が高かった活動も、中心となっている教員が異動したり、前年踏襲の行事が増えたりする中で、こなすこと自体が目的となり、教職員のやらされ感や負担感につながってしまっている場合もあります。管理職を中心に、小中一貫教育として取り組んでいるそれぞれの活動について、どういった意義があるのか、改善点はないかなど、教職員全体の意識の共有を図るとともに、それぞれの教職員の持ち味を一層活かされるよう学校運営の工夫を図りながら、取組を進めていくことが重要です。
- 特に、施設分離型の場合においては、教員の移動に時間がかかるケースがあります。このため、例えば5－4制を取る中で、小学校6年生の生徒が中学校の校舎で授業を受け、小学校教員も中学校で勤務する形態を取り入れることで、移動に伴うコストを減らしている事例があります。小学校5年生以下と6年生のコミュニケーションが減るデメリットも総合的に勘案した上で、こうした手法を採ることも考えられます。

- 小中一貫教育の実施は必ずしも教員の多忙化につながるものではなく、取組が進むことで、多忙化や多忙感が解消される側面もあります。
- 例えば、文部科学省の調査によれば、「児童生徒の問題行動への対応」や「保護者・地域からの要望・苦情への対応」が、教員の負担感の中で大きな割合を占めています。小中一貫教育の先進事例からは、取組の進展によって、いじめや暴力行為などの問題行動や不登校が減少し、その結果として保護者対応も減り、教科指導、学級経営や学年経営が円滑に行われるようになることで、教職員の負担の軽減につながるという声があります。
- また、小学校高学年への教科担任制を導入している場合には、複数の学級で同じ教育内容を扱うことから、教材準備が深く、かつ効率的に行えるということも考えられます。
- さらに、学校の規模にもよりますが、小中一貫教育の導入に伴い、教員の配置を工夫することで、業務の効率化を図ることも考えられます。例えば、小学校と中学校それぞれで任命してきた校務分掌を、小学校段階と中学校段階どちらかの教員に担わせることが考えられます。また、総括担当の副校長又は教頭の定数を振り替えて、専科指導にあてるとともに、小・中学校段階の双方にまたがった指導を行うといった工夫もあり得ます。

4 小中一貫教育の実施・改善のための体制整備

- 異なる学校段階間の円滑な接続を推進する観点から、特定の教員を「小中一貫教育コーディネーター」として任命している例が多く見られます。その中でも、小中一貫教育に取り組んでいる学校の15%では、コーディネーターを加配措置により置いている状況です。
- コーディネーターに期待される役割は、地域により様々ですが、例えば以下のようなことが考えられます。
 - ①小学校と中学校の間の連絡調整
 - ②小中合同の研修会の企画・運営
 - ③児童生徒の異学年交流や教員の乗り入れ指導の調整
 - ④小中一貫教育のカリキュラム作成の推進
 - ⑤小中一貫教育についての保護者や地域への情報発信
 - ⑥小中一貫教育についての学校と教育委員会との連絡調整
- 特に、小中一貫教育の導入当初においては、小中一貫教育の意義や効果等について教職員が十分理解していない場合も考えられ、小中一貫教育コーディネーターと他の教職員との間の意識のずれが大きいことが考えられます。

資料 9 : 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
<p>① 【いわゆる施設一体型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている (小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む)</p>	<p>(4A-2)</p>
<p>② 【いわゆる施設隣接型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている</p>	<p>(4A-2)</p>
<p>③ 【いわゆる施設分離型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている</p>	<p>(4A-2)</p>
<p>④ その他</p> <p>施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など</p>	<p>(4A-2)</p>

注) □ は校舎を、■ は敷地を示す。

※ 本資料は、「小中一貫教育等についての実態調査II」において施設形態を分類するために校舎の設置状況を整理したものである。

義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究 報告書〈概要版〉

1 調査の背景・目的

小中一貫教育は、これまで、研究開発学校制度や教育課程特例制度の活用等を通じ、地方公共団体や学校現場において取組が進められてきた。平成28年4月には、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」、「小中一貫型小学校・中学校」の制度が創設され、今後、さらに小中一貫教育の実施が進むことが予想される。

表1 小中一貫教育に関する制度の類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
組織・運営		小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合意で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理運営を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定 指導内容の入替え・移行	○	○
教育課程の特例		○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

小中一貫教育を進めるに当たっては、運営面のみならず、施設的な配慮も重要となる。文部科学省においては、平成27年7月に「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」を取りまとめた。当該報告書は、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計における留意事項を施設形態（「施設一体型」・「施設隣接型」・「施設分離型」。以下、それぞれ「一体型」・「隣接型」・「分離型」）ごとに示すとともに、先行事例を掲載し、解説したものである。当該報告書により、小中一貫教育の特性や多様性を踏まえた計画・設計上の留意事項は示されたが、これらの留意事項に照らして、全国の小中一貫教育校においてこれまでどのような施設整備が実施されてきたのか、実態の検証は行われていない。そこで本調査研究では、当該報告書において示された計画・設計の留意事項が、全国の小中一貫教育校の整備において

- ・実際にどの程度採り入れられているか
- ・実施された整備が学校現場においてどのように評価されているか
- ・実際にどの程度の費用がかかっているか

を調査する。これにより、小中一貫教育校の施設整備が児童生徒の学習・生活環境、教職員の管理運営環境に及ぼす効果や費用等の実態を明らかにし、今後、各学校設置者が小中一貫教育校の施設を計画・設計する際の具体的な検討に資することを目的とする。

2 調査の方法・概要

[アンケート調査]

①調査対象

有効な回答数を増やすため、全国の公立小中一貫教育校のうち、「9年間一貫した教育目標」「9年間一貫したカリキュラム」により運営面の取組がある程度進捗していると考えられる小中一貫教育校383件を選出し、その中から地域別の学校数のバランスを考慮して抽出した286件を調査対象とした。このうち、207件の有効回答を得た。(有効回答率72.3%)

②調査方法

全国の都道府県教育委員会を通じ、調査対象となった小中一貫教育校を設置する市町村教育委員会へアンケート調査票を配布した。アンケート調査票は「設置者用」と「学校用」があり、各学校への調査票の配布は、設置する各市町村教育委員会の協力を得て行った。なお、複数の学校でひとまとまりの小中一貫教育を行っている場合には、とりまとめ担当の学校(通常、中学校を想定)が代表して回答する形とした。

③調査時点

平成29年3月1日現在

④調査内容

学校用調査票において、児童生徒、教職員等の各観点別に「施設整備の有無」を尋ねるとともに、それらの施設整備が「役に立っているか」を尋ねた。また、それらを踏まえた「施設面の総合的な満足度」についても尋ねた。さらに、設置者調査票により、小中一貫教育導入に当たって実施した「施設整備に要した費用」についても情報を得た。これらについて尋ねることにより、各観点別の施設整備の有無や施設整備に要した費用等が、施設面の総合的な満足度にどのような影響を与えているか、クロス分析を行うことを可能とした。

[現地調査]

①調査対象

現地調査の訪問先は、地域、施設形態、学校種、新築校舎/既存校舎の別等の特性を勘案し、アンケート調査対象校に限らず学校を選定した。

②調査期間

平成28年10月から平成30年2月にかけて実施した。

③調査内容

小中一貫教育を実施している学校施設の計画・設計の現地確認と、運用状況等のヒアリングを行った。

3 アンケート調査・分析結果

[総括]

本アンケート調査の結果、全体を通して明らかとなったのは、一体型の有効性である。近年、義務教育学校への移行等とともに新しく一体型の小中一貫教育校を設置する例が増えており、これらの施設は、新築で、面積的な余裕もあり、施設的な工夫も多く見られるため、学校現場の評価が高くなるのは想定どおりの結果であるともいえる。ただし、このような一体型の新築による整備には、一定の施設整備費用がかかるという側面もある。施設面の総合的な満足度において「非常に満足している」という評価を得た学校は9件あるが、そのうち8件は新改築による一体型の学校であることから、これらの学校はその他の評価（「ある程度満足している」「あまり満足していない」「全く満足していない」）の学校の約2倍の整備費用を要していた。（表2・3参照）

続いて、一体型について、校舎の全部が完全に一体となっている学校（以下、「完全一体型」）か、渡り廊下等でつながっている学校（以下、「渡り廊下型」）かの違いにより二つに区分して分析すると、同じ一体型でも異なる特徴があることがわかった。

まず、完全一体型については、上述の「非常に満足している」の8件全てがこれに当たり、施設面の総合的な満足度として高い評価を受けていることがわかる。ただし、完全一体型でも「あまり満足していない」という評価となった学校も12件あり、これらの学校は、準備段階で建築設計の専門家が関わっていない、施設的な工夫が少ないといった特徴の見られるものであった。

一方、渡り廊下型については、既存校舎を改修等により活用し、ある程度費用を抑えて整備されたものが多いが、全15件中14件という高い割合で「ある程度満足している」という評価となっている。

一体型の学校を整備するに当たっては、地域の実情を踏まえながら、これらの施設形態ごとの特徴を捉えつつ、施設的な工夫を適切に行っていくことが有効であると考えられる。

また、隣接型・分離型では施設整備費用をあまりかけずに既存校舎を活用して整備された学校が多かったが、これらの場合でも改修等により施設的な工夫を行っている学校では、施設面の総合的な満足度は高い傾向にあった。上述のとおり、小中一貫教育を進める施設形態としては一体型が有効であるという傾向はあるが、それ以外の施設形態においても、改修等の工夫によって、施設的な効果を高めることが可能であることが示された。（図10～12参照）

今回のアンケート調査においては、全体として隣接型・分離型よりも一体型の方が小中一貫教育のために様々な運営面・施設面の工夫を行っているという傾向が明らかとなったが、質問項目によってはその全体的な傾向によらない特徴が見られるものもあった。その具体的な内容は、後述の[調査過程で得られたその他の知見]に示した。これらの知見は、今後、各学校設置者が地域や学校の実情に応じて小中一貫教育校を整備するに当たり、参考となるものである。

[満足度から見る施設整備の効果]

①施設面の総合的な満足度は、一体型が最も高く、隣接型、分離型の順に低くなる

各学校が、小中一貫教育を進める上で施設面について満足しているかどうか、教職員等の総合的な受け止めを4段階で評価した結果をとりまとめたものが図1である。一体型は肯定的な受け止めが77.2%となっているのに対し、隣接型では31.5%、分離型では25.9%となっている。一体型とそれ以外の評価の差が大きく表れていることがわかる。

一体型は小学校段階と中学校段階の物理的な距離が近いため、小中一貫教育を運営しやすく、施設的な効果も感じやすいという一般的な想定が裏付けられる形となった。また、一体型は新築により整備されている割合が高いため築年数が比較的浅く、児童生徒数あたりの保有面積にも比較的余裕があるため、これらも要因となっていることが考えられる(②として後述)。対照的に、分離型では、物理的な距離感による運営面のハードルに加えて、小中一貫教育のための施設整備を行わずに築30年を超える校舎を使用しているケースも多く、児童生徒数あたりの保有面積も比較的小さいという傾向があり、これらが総合的な満足度の低い要因となっていると考えられる。

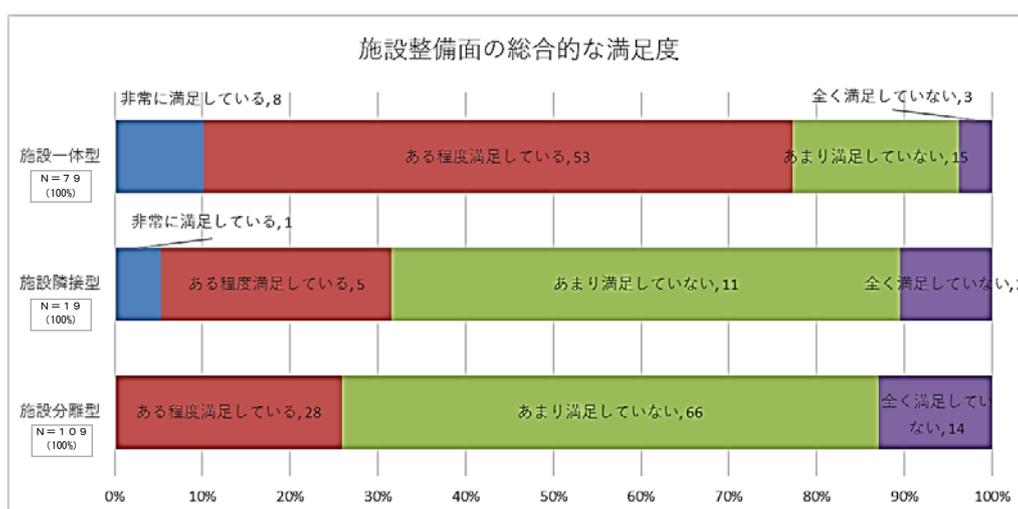
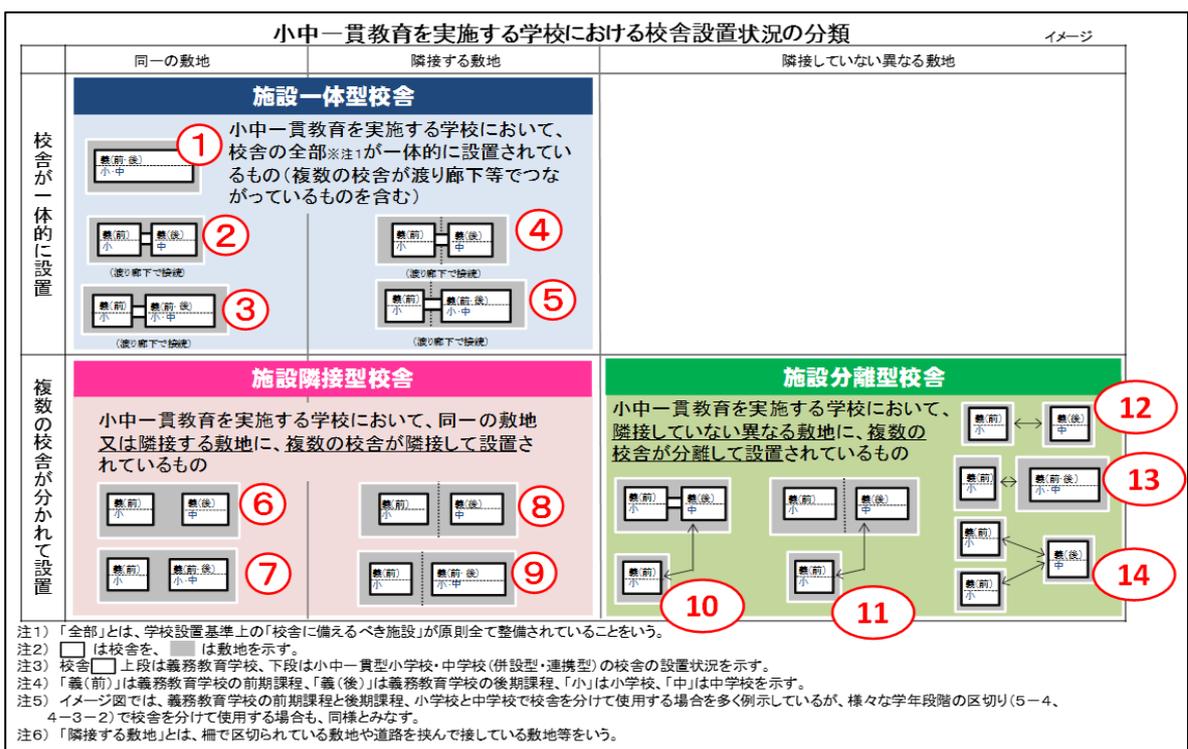


図1 施設形態別 施設面の総合的な満足度

詳細な施設形態別の総合的な満足度の分布については、表2のとおりである。これを見ると、特徴的な分布が①(前述の「完全一体型」と②(前述の「渡り廊下型」の類型の一つ)に表れている。①は、「非常に満足」としている学校全9件のうち8件を占め、高い評価を得ている学校が多いことがわかるが、同時に、「あまり満足していない」「全く満足していない」が合わせて15件あり、学校によって評価が分かれていることがわかる。一方で、②については、全15件中14件が「ある程度満足」となっており、学校によらず肯定的な評価となっていることがわかる。同じ一体型でも、渡り廊下がなく校舎が完全に一体となっている①と渡り廊下等でない②では異なる評価の傾向があることが見てとれる。

表2 施設形態別 施設面の総合的な満足度の詳細

施設形態		非常に満足		ある程度満足		あまり満足していない		全く満足していない	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
施設一体型	①	8	(14.8%)	31	(57.4%)	12	(22.2%)	3	(5.6%)
	②	0	(0.0%)	14	(93.3%)	1	(6.7%)	0	(0.0%)
	③	0	(0.0%)	7	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	④	0	(0.0%)	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)
	⑤	0	-	0	-	0	-	0	-
施設隣接型	⑥	0	(0.0%)	1	(25.0%)	2	(50.0%)	1	(25.0%)
	⑦	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
	⑧	1	(9.1%)	3	(27.3%)	6	(54.5%)	1	(9.1%)
	⑨	0	(0.0%)	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)
施設分離型	⑩	0	(0.0%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)	1	(33.3%)
	⑪	0	(0.0%)	1	(25.0%)	3	(75.0%)	0	(0.0%)
	⑫	0	(0.0%)	5	(20.8%)	17	(70.8%)	2	(8.3%)
	⑬	0	(0.0%)	1	(25.0%)	2	(50.0%)	1	(25.0%)
	⑭	0	(0.0%)	19	(26.0%)	44	(60.3%)	10	(13.7%)



②施設面の総合的な満足度は、学校の「面積」「築年数」「施設整備費用」の影響を受けるが、「築年数」が進んだ学校、「施設整備費用」が小さい学校でも、満足度が高い学校は一定程度見受けられる。

施設面の総合的な満足度を基に、肯定的な評価と否定的な評価の学校を2色に分けて、保有面積と児童生徒数の分布をプロットしたものが図2である。全体的な傾向として、肯定的な評価の学校が分布の上部に位置しており、否定的な評価の学校と比べると、児童生徒数当たりの保有面積が大きい値となっていることがわかる。総合的な満足度の高い学校は、低い学校よりも施設的な余裕があることがうかがえる。

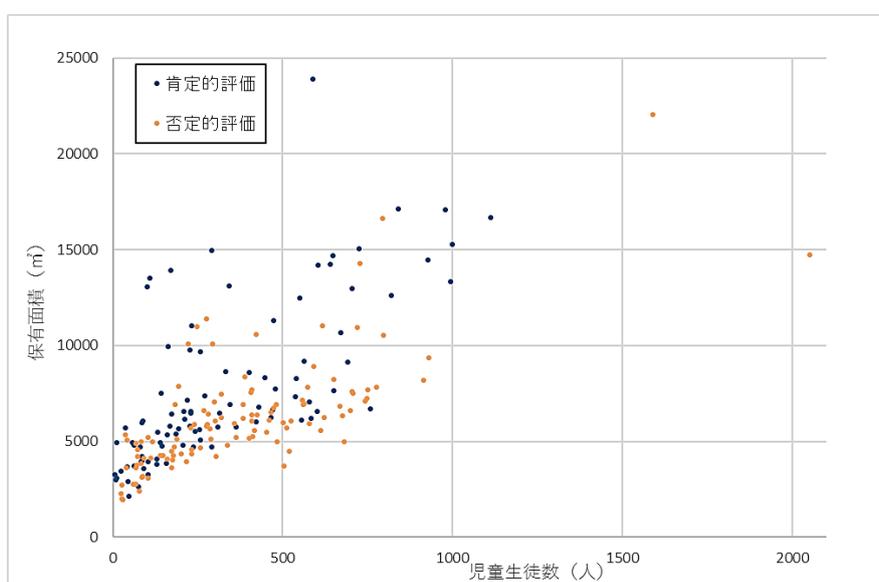


図2 総合満足度別 保有面積・児童生徒数（校長1人当たり）の分布
※複数の学校によるグループで小中一貫教育を行っている学校があるため、校長1人当たりの数値を用いた。

また、総合満足度別に築年数の分布を示したものが図3である。「非常に満足している」では築30年未満の比較的経年の浅い建物が多くなっており、評価が下がるにつれ、建物の経年が進んでいる傾向にある。ただし、「ある程度満足している」の学校において、築30～39年経過している建物が最も多くなっていることから、総合的な満足度が高いのは必ずしも新しい建物だけではなく、経年が進んだ建物であっても満足度が高い学校は一定程度存在することに注意が必要である。

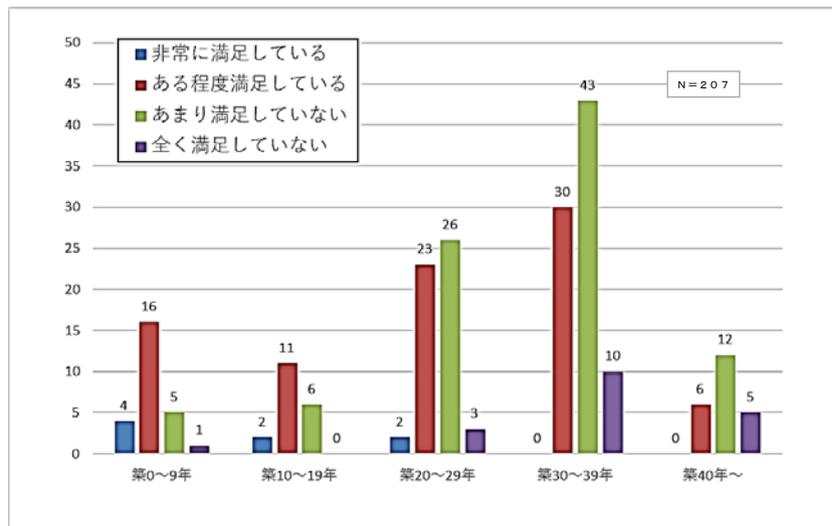


図3 総合満足度別 築年数の状況

※築年数は、各学校の校舎及び屋内運動場の各棟の築年数を、それぞれの保有面積により加重平均して算出した。

また、総合満足度別にみたときの施設整備費用・整備面積（小中一貫教育導入に伴うもの）は、表3のとおりである。「非常に満足している」では新改築の件数の割合が高く、整備面積、整備費用ともに高い値となっており、評価が下がるにつれ、それらの値も低くなる傾向が見受けられる。

ただし、「ある程度満足している」と「あまり満足していない」の「単位面積当たりにかかった平均施設整備費用」を見ると「ある程度満足している」の方が小さい値となっており、一概に、施設整備費用の大きさが満足度を上昇させているということではないことがわかる。費用を小さく抑えつつも、適切な計画・設計を行うことにより、施設面の総合的な満足度を高めることが可能であることが示唆される。

表3 総合満足度別 工数の種類・平均整備費用・平均整備面積

	学校件数	新改築件数	増築件数	改修件数	平均整備費用 (単位：千円)	平均整備面積 (単位：㎡)	単位面積当たりにかかった 平均施設整備費用※ (単位：千円/㎡)	児童生徒1人当たりにかかった 平均施設整備費用※ (単位：千円/人)
非常に満足	9	8	0	2	3,030,969	10,759	282	6,546
ある程度満足	86	42	7	24	1,624,533	6,231	261	2,707
あまり満足していない	92	18	6	11	1,556,044	5,628	276	1,643
全く満足していない	19	2	1	1	1,225,844	10,733	114	1,110

※「学校件数」には小中一貫教育導入に伴う施設整備（新改築、増築、改修）を行っていない件数も含むため、「新改築件数」「増築件数」「改修件数」の合計と一致しない。

※「平均整備費用」「平均整備面積」「単位面積当たりにかかった平均施設整備費用」「児童生徒1人当たりにかかった平均施設整備費用」については、何らか施設整備を行った学校のみを用いており、整備を行っていない学校は含んでいない。

③一体型であっても、a. 準備段階で建築設計の専門家が関わっていない学校 や b. 施設的な工夫の少ない学校 では、施設面の総合的な満足度は低い。

一体型は、全体的に施設面の総合的な満足度は高いが、一部満足度が低い学校も見受けられた。これらの学校を満足度の高い学校と比較すると、準備段階において建築設計の専門家（「建築設計事務所等」）が関わっていないこと、小中一貫教育のための施設的な工夫が少ないことが示唆される結果となった。

a. 準備段階での建築設計の専門家の関わり

一体型の学校における、小中一貫教育導入時の準備委員会の組織について総合満足度別に見ると、図4のとおりとなる。「全く満足していない」では準備委員会における施設面の検討を行っている割合がほかと比べて顕著に低く、「非常に満足」では運営面・施設面の両面を準備委員会で検討している割合が顕著に高くなっている。

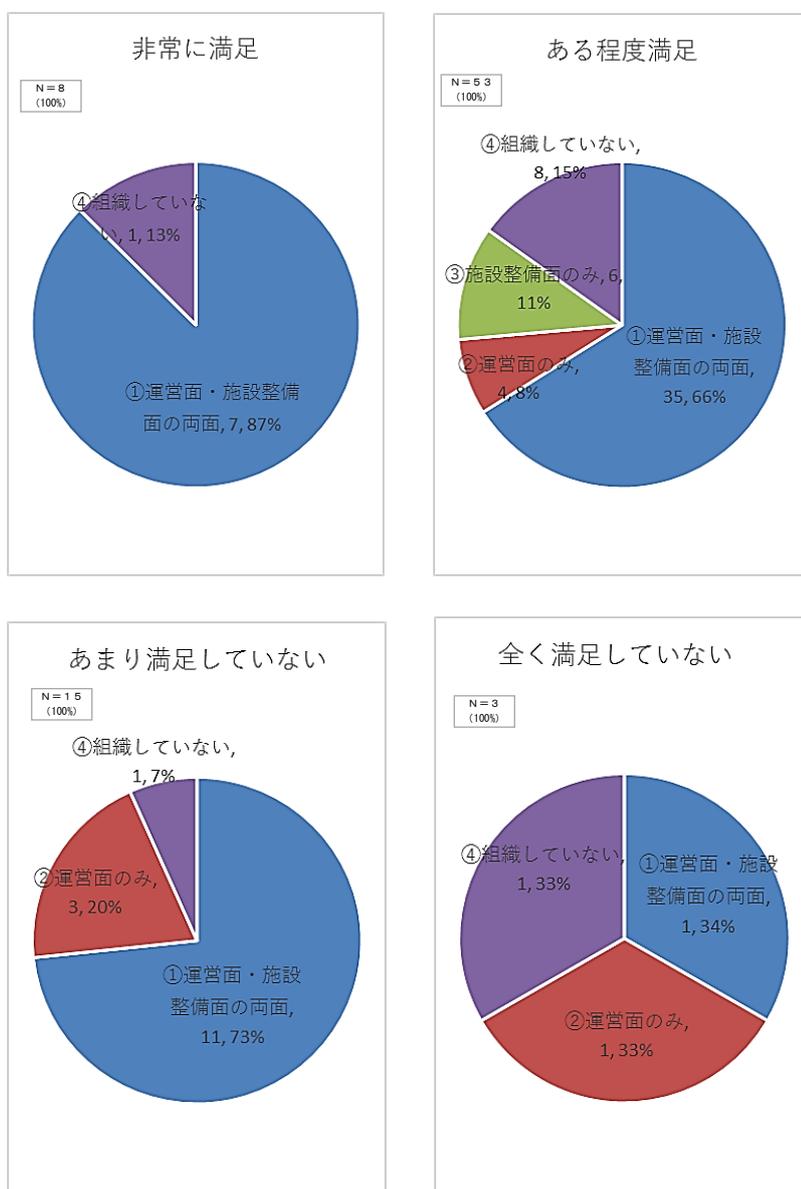


図4 総合満足度別 準備委員会の組織

準備委員会を組織した時の参加者について総合満足度別にみると、図5のとおりとなる。「非常に満足」「ある程度満足」の場合と「あまり満足していない」「全く満足していない」の場合を比較すると、「建築設計事務所等」と「市区町村その他部局」の参加状況に大きな違いがみられる。なお、「市区町村その他部局」としては、例えば建設部局や防災部局、地域政策部局、まちづくり部局、財政部局等が考えられる。

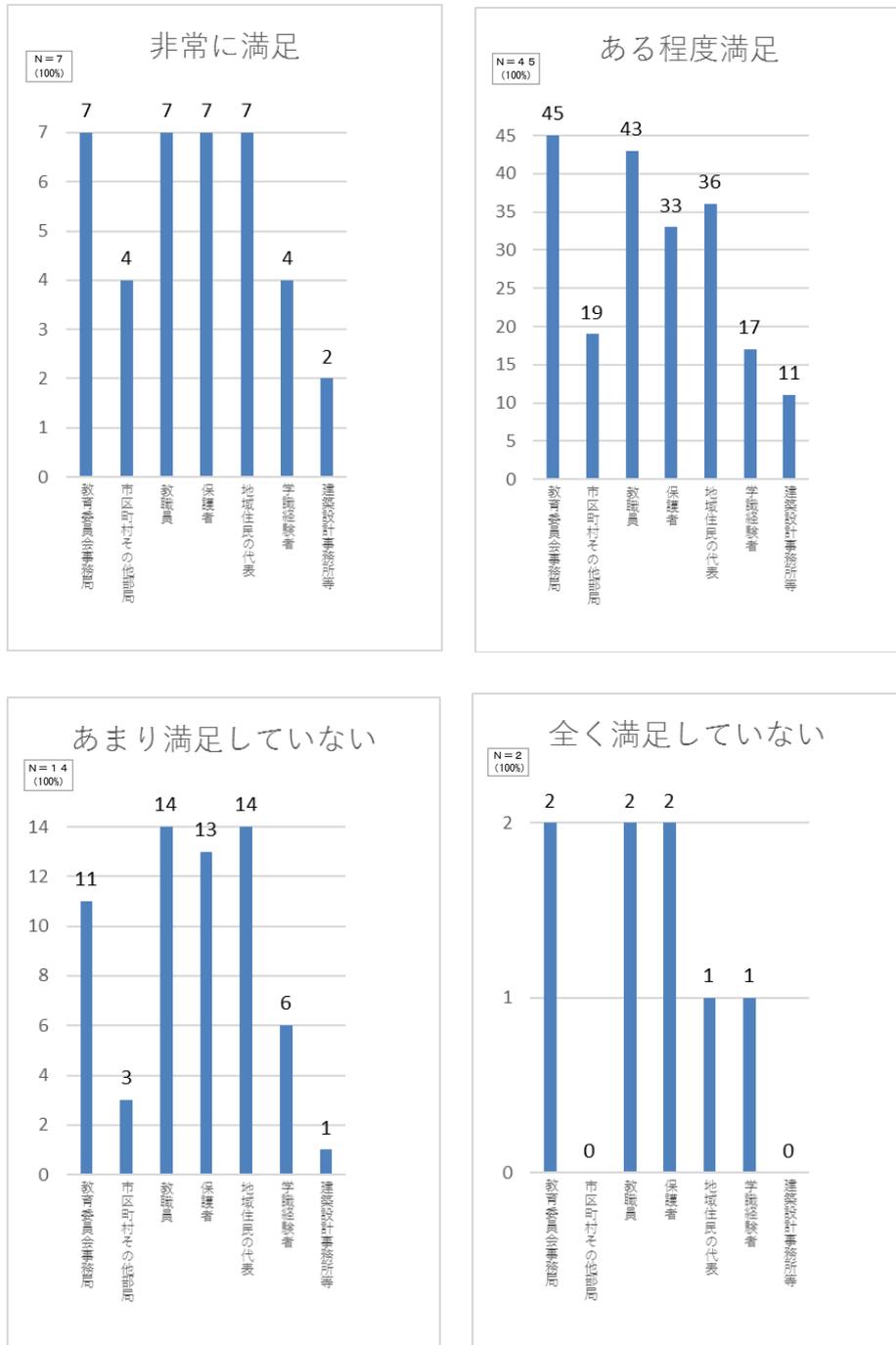


図5 総合満足度別 準備委員会の参加者

b. 施設の工夫

整備の有無を調査した整備項目の中で、施設面の総合的な満足度と整備割合に相関があった項目（総合的な満足度の高い学校では整備割合が大きく、低い学校では整備割合が小さかった項目）としては、以下のものが確認された。これらの整備項目の有無は、施設面の総合的な満足度に影響を与えている可能性がある。

<児童生徒の学習活動に関する整備項目>

- ・教室と連続性を持つオープンスペース
- ・教科の学習・交流スペース
- ・教師コーナー
- ・図書館における児童の多様な居場所

<教員の意識・協働・業務効率化に関する整備項目>

- ・打ち合わせ・会議スペース
- ・一体的な職員室

<児童生徒の意識や一体感の醸成に関する整備項目>

- ・ランチルーム
- ・掲示板・展示スペース
- ・共用部分や中庭等の小空間やベンチ・遊具

<保護者・地域住民の意識に関する整備項目>

- ・地域住民の活動拠点となる施設・室
- ・保護者・地域住民が閲覧できる展示スペース
- ・地域住民が利用できる施設・室

主な整備項目に関する総合満足度別の整備割合の状況は、以下のとおりである。

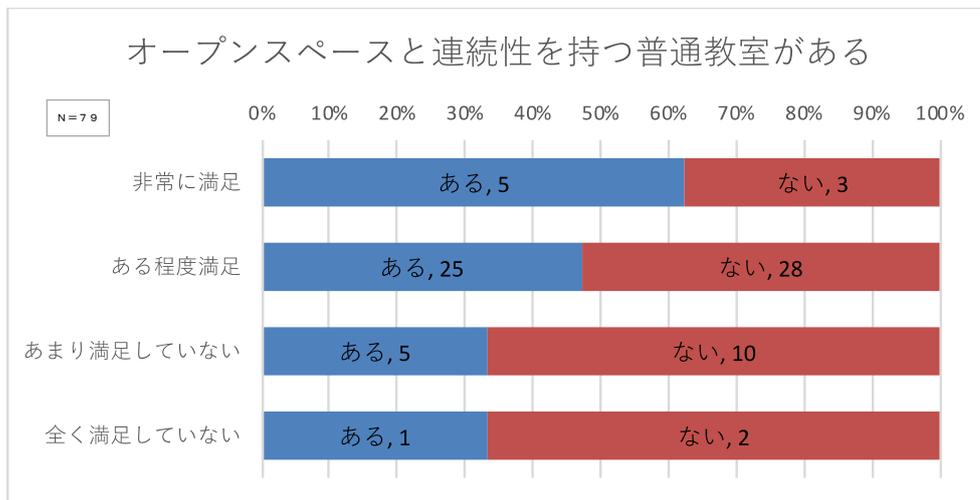


図6 総合満足度別 教室のオープンスペースとの連続性

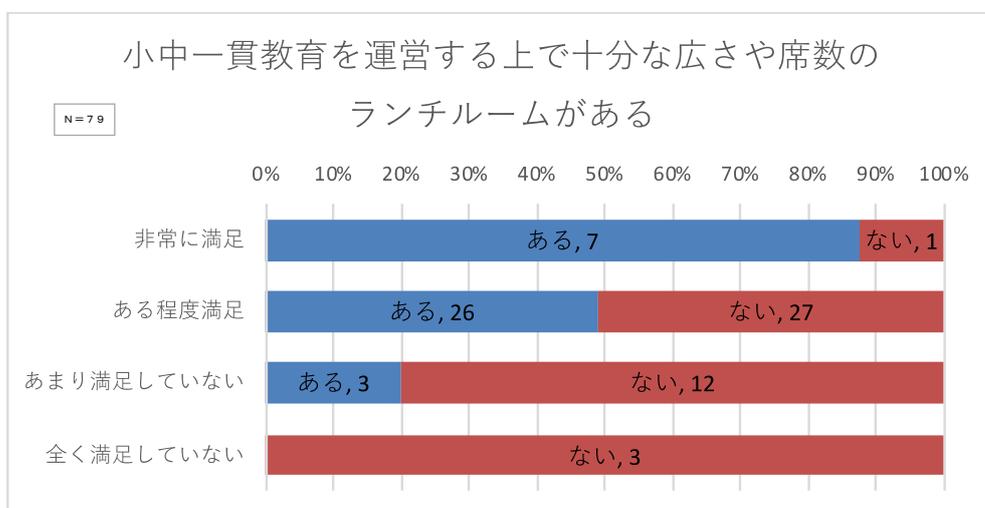


図7 総合満足度別 十分な広さ・席数のランチルーム

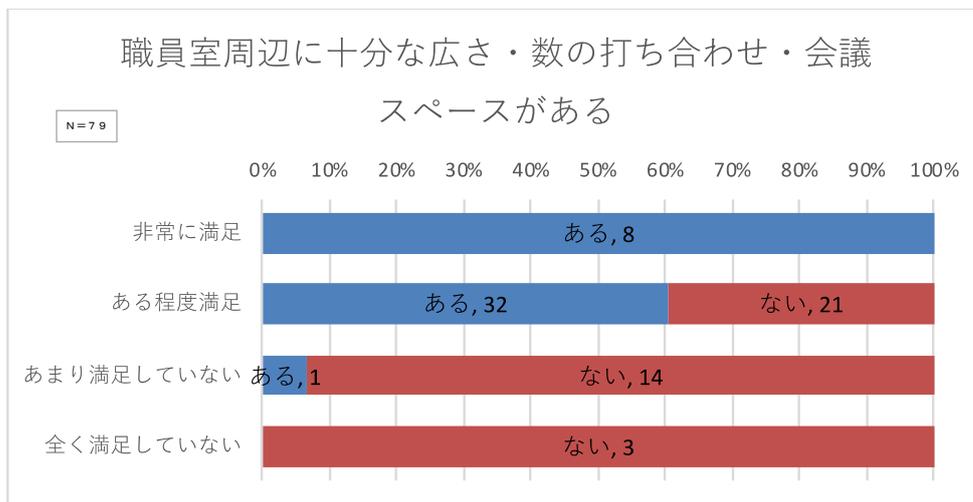


図8 総合満足度別 十分な広さ・数の打ち合わせ・会議スペース

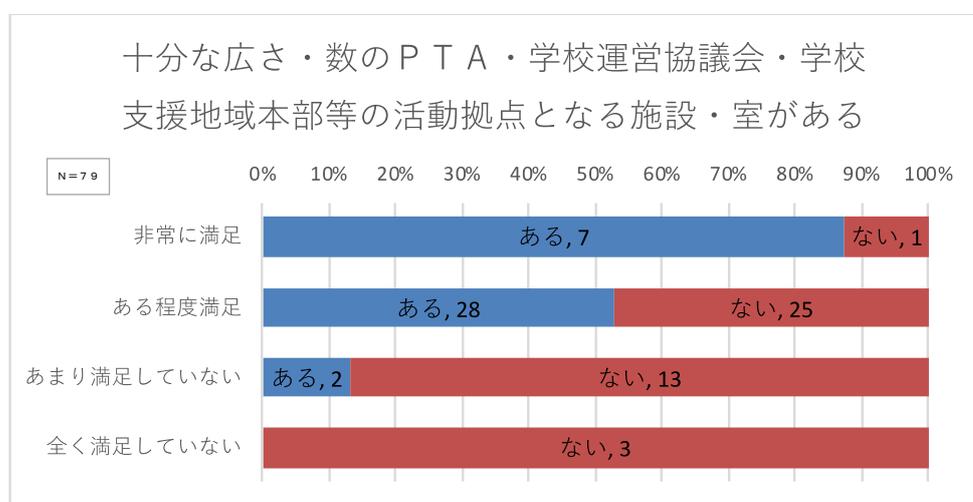


図9 総合満足度別 十分な広さ・数の地域住民の活動拠点となる施設・室

④分離型であっても、施設的な工夫をしている学校では、施設面の総合的な満足度は高い。

分離型は、全体的に施設面の総合的な満足度は低いですが、一部満足度が高い学校も見受けられた。これらの学校を満足度の低い学校と比較すると、分離校舎間の交流や協働のための施設的な工夫が多く施されていることが明らかとなった。

整備の有無を調査した整備項目の中で、施設面の総合的な満足度と整備割合に相関があった項目（総合的な満足度の高い学校では整備割合が大きく、低い学校では整備割合が小さかった項目）としては、以下のものが確認された。これらの整備項目の有無は、施設面の総合的な満足度に影響を与えている可能性がある。

<児童生徒の意識や一体感の醸成に関する整備項目>

- ・分離校舎間の取組を紹介する掲示板・展示スペース
- ・分離校舎間の交流等に十分な広さ・数のランチルーム
- ・分離校舎間の交流等に十分な広さ・数の体育館・ホール等
- ・分離校舎間の交流等に十分な広さ・数のグラウンド

<教員の意識・協働・業務効率化に関する整備項目>

- ・分離校舎間で交流授業等を行うネットワーク環境（無線LAN等）
- ・分離校舎間の協働等に十分な広さ・数の待機・打ち合わせスペース

<保護者・地域住民の意識に関する整備項目>

- ・十分な広さ・数の地域住民の活動拠点となる施設・室
- ・分離校舎間の取組等を保護者・地域住民が閲覧できる展示スペース

主な整備項目に関する総合満足度別の整備割合の状況は、以下のとおりである。

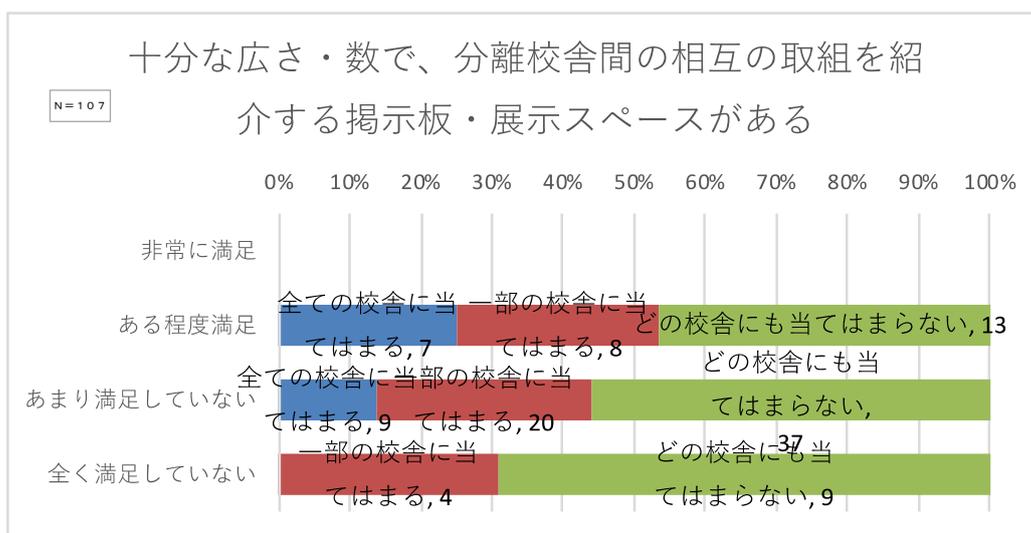


図10 総合満足度別 分離校舎間の取組を紹介する掲示板・展示スペース

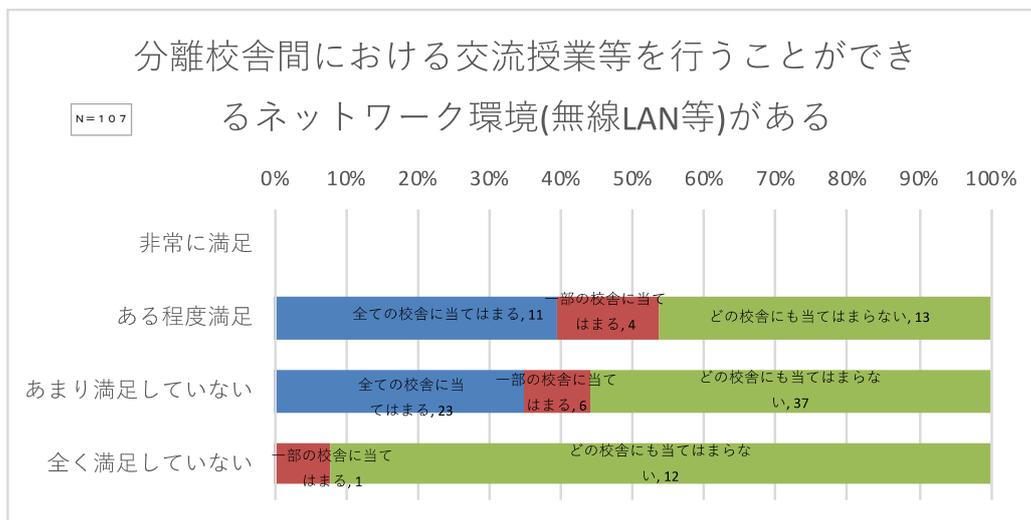


図 1 1 総合満足度別 分離校舎間で交流授業等を行うネットワーク環境（無線 LAN 等）

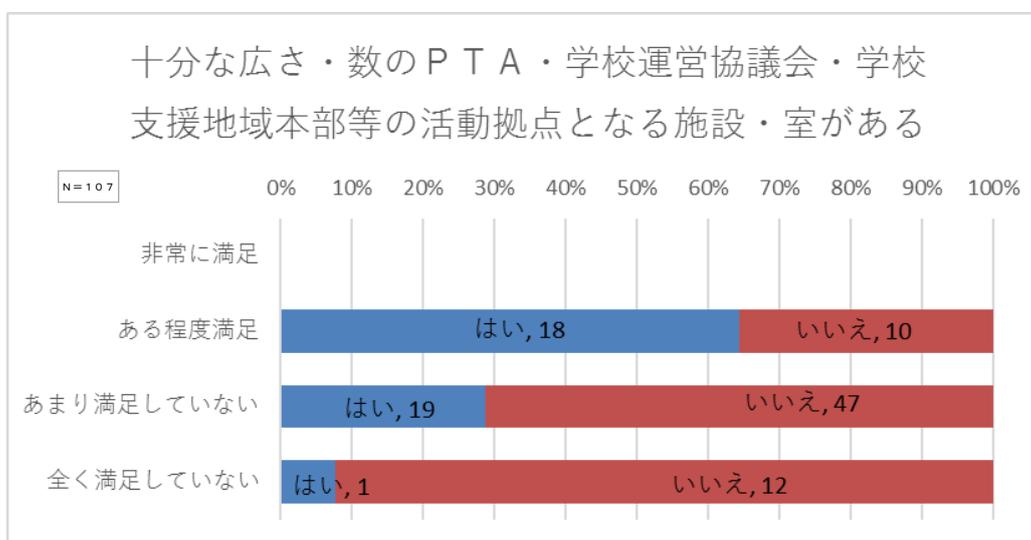


図 1 2 総合満足度別 十分な広さ・数の地域住民の活動拠点となる施設・室

[調査過程で得られたその他の知見]

今回のアンケート調査においては、全体として、隣接型・分離型よりも一体型の方が、小中一貫教育のために様々な運営面・施設面の工夫を行っている傾向が見られた。ただし、質問項目によっては、その全体的な傾向によらない特徴的な傾向が見られるものもあった。アンケート調査の過程で明らかとなった、それらの特徴的な事項を、以下に示す。

(基本情報に関する事項)

- 一体型の児童生徒数と学級数の分布は「少子化による学校統合に伴い施設を一体化し校長が小中を兼務する形とした学校」と「平均的な規模の小学校・中学校を教育的な効果等を見込んで集約し大規模化した学校」に二極化している。
- 敷地移転の状況について、隣接型・分離型ではほとんどの学校が小中とも従来の敷地を使用しているが、一体型では半数以上が「小学校が中学校敷地に移転」したものである。また、そのような移転を伴う一体型のうち、3割程度の学校が敷地を拡大している。
- 小中の校舎を渡り廊下等につないだ形の一体型では、比較的経年の進んだ既存校舎を活用しているものが多く、また、そのほとんどが必要面積よりも保有面積が小さいものとなっている。
- 小中一貫教育導入に伴う施設整備工事について、隣接型では、一体型・分離型に比べ、改修により既存校舎を活かして使用している割合が高い。

(児童生徒の学習活動に関する事項)

- 隣接型と分離型では小・中で授業時間を分けている（45分・50分等）割合が高いが、隣接型では授業時間の違いを調整する工夫を行っている割合が高く、分離型では低い。[運営面]
- 一体型と隣接型では、小学校段階高学年から部活動を開始している学校が一定程度見受けられるが、分離型ではその割合は非常に少なく、物理的な距離の影響が表れている。[運営面]
- 隣接型よりも一体型の方がオープンスペースと連続性のある普通教室を整備している割合が高く、また、それらは4-3-2等の発達段階に応じて異なるつくりとしている方が「役に立っている」という評価が高かった。[施設面]
- 隣接型よりも一体型の方が4-3-2等の小・中以外のまとまりを意識した普通教室の配置となっている割合が高く、また、それらは運営上の学年区切りによらず（運営上の区切りが6-3であっても）、「役に立っている」という評価が高かった。[施設面]
- 特別支援教育関係室について、隣接型では小中を分散して配置している学校がほとんどであったが、一体型では1か所に集約したり、学年を超えて障害種ごとに配置したりしている学校が一定程度見られた。[施設面]

(児童生徒の意識や一体感の醸成に関する事項)

- 各学年や全学的な取組を紹介する掲示板・展示スペースについては、隣接型よりも分離型の方が「役に立っている」という評価が高く、物理的な距離が遠い方がむしろ、こうした施設を効果的に活用する意識が高いことが示唆される。[施設面]

- ランチルームについて、小中一貫教育を運営する上で十分な広さや席数が確保されている学校においては、「役に立っている」という評価の割合が高く、ランチルーム整備の有効性が示唆された。一方で、どの施設形態においてもその整備割合は低く、ランチルームが量的に充足されているとは言いがたい結果となった。[施設面]

(教員の意識の醸成や協働に関する事項)

- 一体型の場合は、職員机の配置の仕方（小中で分ける、4－3－2等の小中以外の学年区切りで分ける等）にかかわらず、小中一体の職員室が「役に立っている」という評価が高い。[施設面]
- 一体型の中でも、校務分掌や学校事務、職員会議、各教科の打ち合わせ等を小中別々に実施している学校では小中一体の職員室が「役に立っている」という割合が比較的低い傾向にあり、運営面の違いが評価に影響を与えていることが示唆される。[施設面]
- 教職員のコミュニケーション等のための休憩スペースが十分に確保されている学校においては、「役に立っている」という評価の割合が高く、休憩スペース整備の有効性が示唆された。一方で、一体型・隣接型どちらの場合においてもその整備割合は低く、休憩スペースが量的に充足されているとは言いがたい結果となった。[施設面]

(地域や保護者との協働に関する事項)

- 「PTA」、「学校支援地域本部等」については、小中一体的に組織している割合が最も高いのは一体型であるが、「学校運営協議会」については、小中一体的に組織している割合が最も多いのは隣接型である。[運営面]
- PTAや学校運営協議会、学校支援地域本部等の活動拠点となる施設・室については、どの施設形態においても十分に整備されているとは言いがたい結果となった。[施設面]
- 地域住民が利用できる施設・室の有無については、体育館、プール、会議室等、通常の学校開放においてよく使用されるものについては施設形態を問わず同程度の割合であったが、一体型ではそれら以外にも多目的ホール、和室、図書室等、多様な施設・室を地域へ供用している傾向にあった。[施設面]

4 現地調査結果

平成28年10月から平成30年2月にかけて実施した、全国の小中一貫教育校の現地調査結果を示す。

以下の表4に示すとおり、地域、施設形態、学校種、新築校舎と既存校舎の別等を考慮しながら13件の小中一貫教育校を選定し、調査を行った。

表4 現地調査校一覧

施設形態	校舎整備	都道府県	学校名	学校種	事例のテーマ
一体型	新校舎	東京都	品川区立 豊葉の杜学園	義務教育学校	校舎配置を活かして児童生徒のリーダーシップを育む
		愛知県	飛島村立小中一貫教育校 飛島学園	小学校・中学校	メディアセンターにより異学年の交流を創出
		大阪府	守口市立 さつき学園	義務教育学校	多機能な一体型校舎により学校・地域の一体感を醸成
		大阪府	箕面市立 彩都の丘学園	小学校・中学校	校舎増築により児童生徒の急激な増加に対応
		長野県	信濃町立 信濃小中学校	義務教育学校	一体型校舎整備による学校統合・施設の老朽化への対応
	新校舎 ＋ 既存校舎	東京都	杉並区立 杉並和泉学園	小学校・中学校	隣接した小学校を中学校敷地に移転し一体型校舎に
		佐賀県	多久市立義務教育学校 東原庫舎 中央校	義務教育学校	中学校敷地に小学校を集約し 近隣小中を再編・統合
	既存校舎	佐賀県	多久市立義務教育学校 東原庫舎 東部校	義務教育学校	
		神奈川県	横浜市立義務教育学校 霧が丘学園	義務教育学校	隣接校舎をつなぐ渡り廊下を整備
		神奈川県	横浜市立義務教育学校 西金沢学園	義務教育学校	旧小学校の敷地に校舎を増築
隣接型	既存校舎	千葉県	市川市立 塩浜学園	義務教育学校	学年区切りに合わせた隣接校舎間の教室配置
一体型校舎を含む分離型	新校舎 ＋ 既存校舎	青森県	三戸町立 三戸学園	小学校・中学校	小中一体型校舎と分離校舎で学園を形成
分離型	既存校舎	東京都	品川区立 荏原第五中学校 旗台小学校	小学校・中学校	分離校舎間で校務分掌を共有し協働・連携

アンケート調査結果からは、全体的な傾向として、隣接型や分離型よりも一体型の学校の方が、施設面の各整備項目について「役に立っている」という評価が高く、また、施設面の総合的な満足度も高いことが明らかとなった。同時に、保有面積の大きさや築年数、施設整備に要した費用等も総合的な満足度を高める要因となり得ることが示唆された。しかし一方で、詳細な施設形態や具体的な各整備項目によっては総合的な満足度が逆転しているところもあり、上記のような全体的な傾向のみで小中一貫教育校の状況を一概に表すことはできないことにも留意が必要である。今回、アンケート調査と並行して個別の学校への現地調査を行ったことにより、アンケート上の数値には表れなかった具体的な取組の状況を把握することができた。

（施設形態を活かした学校運営）

品川区立豊葉の杜学園では、渡り廊下で校舎をつないでいる一体型の校舎となっているが、1～4年生と5～9年生をそれぞれの校舎に分けてゾーニングすることで、4年生が「校舎のリーダー」としての意識を持つことができるようにしていた。

このように校舎配置等の物理的な環境の条件を前向きに活かした運営上の取組は、三戸町立三戸学園や横浜市立義務教育学校霧が丘学園でも見られた。

三戸学園においては、一体型校舎となっている三戸小学校と三戸中学校では学年段階の区切りを4－3－2として乗り入れ授業や異学年の交流等を積極的に行っている一方、分離校舎となっている斗川小学校は5 km以上離れた場所にあり、恒常的な交流は難しく、実質的に6－3の学年区切りとなっていた。しかし、斗川小学校では、定期的な連携・交流の機会以小中一貫教育のメリットを受けつつ、少人数であることの特性を活かしたきめ細かい教育を行うことが可能となっており、保護者は必ずしも一体化を望んでいるわけではないというヒアリング結果であった。

また、霧が丘学園については、もともと隣接していた旧小学校と旧中学校を渡り廊下でつないだものであり、施設的な機能は従来どおり小学校段階・中学校段階の各校舎に分かれている。職員室も小・中で分かれており一体となっていないが、連携・協働には支障の無い距離感であり、また、小・中で別々の運営を行う機会も多いため、一定の距離感があることで教職員が運営のしやすさを感じているとのことであった。

（不利な条件を学校運営でカバー）

一方、施設形態等が物理的に不利な条件となっている状況の中で、運営面の取組によってそれをカバーしている事例も見られた。

横浜市立義務教育学校西金沢学園では、旧小学校校舎に9学年が同居しており、スペースの不足が生じるなどの課題が見られたが、旧中学校校舎を分校舎として活用する、学年を区切って集会を行うなど、運用上の工夫によりそれらに対処していた。

また、品川区立荏原第五中学校・旗台小学校は、分離型であり、物理的に小・中が離れているため恒常的な乗り入れ授業等は実施が難しい状況にあるが、小中一貫教育のコーディネーターを中心とした運営のシステムを確立し、小中合同の研究会を定期的で開催するなど、積極的な協力体制を構築することにより、円滑な小中一貫教育の運営を実現していた。

以上のような事例から、同じ施設形態であっても、学校ごとの状況に応じた運営面の取組により施設の使い方を工夫することによって、施設面の総合的な満足度は変わってくることがわかる。小中一貫教育を実施していくに当たっては、施設形態等を所与の条件としながらも、継続的に運営面の改善を図ることが重要であるといえる。